

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

学校適正配置等調査特別委員会会議録			
日 時	平成 24 年 3 月 12 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 0 4 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、佐々木 (秩) 副委員長、千葉・安斎・小貫・松田・鈴木・酒井・佐々木 (茂) 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、総務・財政・教育各部長、教育部参事 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安齋委員、酒井委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、委員会は暫時休憩させていただきます。

休憩 午後 1 時 01 分

再開 午後 1 時 08 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「『学校跡利用の基本的な考え方（案）』について」

○（総務）企画政策室川嶋主幹

「学校跡利用の基本的な考え方」（案）について報告いたします。資料を御覧ください。

「学校跡利用の基本的な考え方」（案）は、市内小・中学校の再編に伴い発生する学校跡地の利活用について基本的な考え方を示したもので、「1 目的」、「2 背景」、「3 基本的な考え方」で構成しています。

「1 目的」では、教育委員会が定めた「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」に基づく、市内小・中学校の再編に伴い発生する学校跡地の有効な利活用を図ることを目的としております。

「2 背景」では、少子化が進み児童・生徒数及び学級数が減少し、多くの小・中学校が小規模校となっていること、昭和50年代以前に建築された校舎・屋内運動場が多いことから、学校施設の老朽化が進んでいること、これらのことに的確に対応するため、教育委員会では市内小・中学校の再編を進めており、その過程で発生する学校跡地を有効に利活用することが必要としております。

「3 基本的な考え方」では、学校施設は避難所としての位置づけのほか選挙時の投票所や地域コミュニティの場、学校開放事業などで多くの市民に利用されていることから、学校跡地の利活用については「（1）従来の利用に配慮しつつ、代替施設の有無や建物の耐震化改修経費、維持管理経費などの財政負担について十分検討した上で、公共施設としての利活用の可否を検討する。（2）将来的に公共的な需要が見込まれない場合で、民間等による利活用が地域の発展や本市のまちづくりに寄与すると考えられる場合においては、売却や貸付けなどを検討する。を基本とします」と、その基本的な考え方を示しており、最後に、「市や民間のいずれかが利活用する場合においても、地域の要望や意見などを聞くこととし、地域の特性や課題を考慮しながら、市全体の発展や市民全体の利益につながるよう学校跡地の利活用について検討します」としております。

以上、学校跡利用の基本的な考え方（案）について説明いたしました。

なお、学校跡利用の基本的な考え方の素案は、本年1月6日から2月6日までの期間、パブリックコメントの募集を行い、3名3件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び市の考え方については、市のホームページに掲載しております。

また、当初タイトルを「学校跡地利用の基本的な考え方」としていましたが、学校跡地利用では土地に限定したイメージが強いことから「学校跡利用の基本的な考え方」に変更いたしました。

○委員長

「地区別実施計画づくりに向けた取組状況について」

○教育部副参事

初めに、2月18日に挙行いたしました量徳小学校閉校式には、御多用のところ、北野委員長をはじめ委員皆様に御臨席賜り、まことにありがとうございました。

なお、当日の参加者数であります。後志教育局長、北海道議会議員、小樽市議会議員、PTA会長などの来賓36名、校友会、町会関係、保護者、実行委員会委員など138名、当日の一般参加者117名、このほか近隣の学校長、量徳小学校教職員など49名、量徳小学校の児童130名、合計470名の参加をいただき、式を滞りなく終えることができました。御礼を申し上げます。

では、地区別実施計画づくりに向けた取組状況について報告いたします。

資料1、地区別実施計画づくりに向けた懇談会等の概要をごらんください。

昨年12月14日に開かれた学校適正配置等調査特別委員会以降の懇談会等の開催状況について報告いたします。

まず、塩谷・長橋地区についてであります。塩谷小学校、塩谷中学校合同の懇談会を1月17日に開催いたしました。参加人数及び懇談事項については記載のとおりであります。

教育委員会から、塩谷地区の小・中学校の再編は、中学校の再編を先行し、塩谷中学校と長橋中学校の統合時期は、準備期間2年間を確保した平成26年4月とすることを提案いたしました。

また、塩谷小学校の再編については、中学校再編の後、一定の期間をおき、遅くとも適正化基本計画の前期終了の平成29年度までに話し合いに入りたい旨を説明いたしました。

保護者から、4月の中学校への進学時期も迫っており、保護者として考える余裕がなく性急すぎることから、平成26年4月の統合には反対であるとの意見や、中学校では生徒指導などの課題があると聞いていること、また学習指導要領も新しくなり、教員や生徒も落ちつかない状況となる心配もあることから、もっと時間をかけ考えてほしいとの要望がありました。

また、路線バスでの通学を想定した場合、国道まで遠い生徒の交通手段や、生徒が学校で体調を崩した場合などの対応について不安があるとの声が聞かれました。

地域から、塩谷地域住民の生活を考え、小樽の農業、漁業を支える旧塩谷村の地域から学校をすべてなくすことは反対であることや、小規模な学校でも、よい環境の中での教育は可能であるなどの意見があり、また部活動を理由にした指定校変更に対する疑問や、実際に部活動を行っているか調査し、活動していないのであれば、塩谷中学校に戻すべきとの意見がありました。

また、昭和48年の文部省通達のとおり、学校統合については十分に地域住民の理解と協力を得て行うべきとの意見があり、教育委員会としては、今後も機会をつくり十分に地域の方と話し合っていきたい旨を説明いたしました。

このほか、学校施設の跡利用について質問があり、教育委員会から「学校跡地利用の基本的な考え方」の素案に関連して、パブリックコメントで意見を募集している旨を説明いたしました。

懇談会の終わりに、教育委員会から統合時期について、2月初めを目途に教育委員会としての考え方を整理し、保護者や地域に示していきたい旨を説明し、懇談会を終了いたしました。

なお、2月1日に保護者や地域の皆さんに対し、平成26年4月の統合については見送る考えを文章でお知らせいたしました。

教育委員会といたしましては、新年度早々に懇談会を開催し、塩谷中学校と長橋中学校の統合時期を示し、協議してまいりたいと考えております。

次に、2月15日に忍路中央小学校、忍路中学校合同の懇談会を開催いたしました。参加人数及び懇談事項については記載のとおりであります。

教育委員会から忍路地区の小・中学校の再編は、長橋小学校及び長橋中学校を統合校として再編するが、通学路の安全確保として忍路防災事業の完了の見通しがついた段階で話し合いたい旨を説明し、意見交換を行いました。

また、昨年 7 月 12 日の懇談会において、PTA 会長から小規模特認校の試験的な導入について提案があったことから、特認校の制度、道内の主な都市の設置状況などを説明し、また適正化基本計画では特定の学校を小規模特認校として存続していく考えはない旨を説明いたしました。

保護者から次回の話し合いの時期について質問があり、教育委員会からは道路やトンネルの整備がされることで通学路の安全が確保されると考えていることから、忍路防災事業のスケジュールの目途がついた段階で話し合いたい旨を説明いたしました。

また、今後、通学区域内の実態調査を行う予定はないかとの質問があり、教育委員会から校区内の通学路の状況を把握することは必要であることから、保護者や地域の皆さんの協力をいただき実施していきたい旨を説明いたしました。

保護者から、小さな学校でも他の学校とまとまって部活ができるような環境づくりをしてもらえれば、指定校変更で他の学校へ行く必要がなかったのではないかとの意見がありました。

地域から、保護者や地域、教員と一緒に小規模校としてすぐれた実践を積んできた忍路の小・中学校は残すべきである、また適正な規模にこだわらず、小規模校として残す考えはないかとの意見があり、教育委員会から小規模特認校として残す考えはないが、何らかの事情で残った学校を小規模特認校とすることはあり得る旨を説明いたしました。

地域から指定校変更について、以前はいじめなど限られた理由しか認められなかったと思うが、現在は部活動を理由とした指定校変更を簡単に認めており、そのことで地域を疲弊させる原因をつくっているのではないかとの意見があり、教育委員会から、国から指定校変更の考え方が示され、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等については、単なる例示ではなく、どの市町村でも認められてよい理由とされている旨を説明いたしました。

また、この地区の小学校、中学校は避難所となっており、住民の命を守る観点からも学校は残さなければならないとの意見があり、教育委員会から、現在、市長部局で市全体の防災計画の見直しや検討を行っており、教育委員会としても会議の場を通じ、地域の意見を伝えていきたい旨を説明いたしました。

教育委員会といたしましては、忍路防災事業などの情報収集に努め、懇談の時期について検討してまいりたいと考えております。

次に、高島・手宮地区についてであります。2 月 10 日に祝津小学校、高島小学校合同の懇談会を開催いたしました。参加人数及び懇談事項については記載のとおりであります。

教育委員会から、高島・手宮地区の中学校の統合校は、現手宮西小学校を中学校に改修し統合校とすること、また手宮地区 3 小学校の統合新校は現手宮小学校の敷地に建設することとし、新年度に建替えに向けた実施設計等を行う考えであること、このほか祝津小学校の平成 24 年度新入学児童 4 名すべてが指定校変更によって高島小学校などへ入学し、昨年度に続き新入学児童がいないことから、できるだけ早い時期の統合を考えていきたい旨を説明し、意見交換いたしました。

保護者から、この地区の中学校の統合校は手宮西小学校とすることは既に決まったことなのかとの質問があり、教育委員会から、中学校の統合校は手宮西小学校の位置としたいと考えているが、決定したものではない旨を説明いたしました。

また、通学支援策の距離要件や検討した内容を示した上で協議しなければ、統合校の場所について説明されても納得できないとの意見があり、教育委員会から、これまでの手宮 3 校との話し合いの方向性や地区内五つの小学校 PTA 役員との話し合いの経過を踏まえ、2 路線利用の通学支援を行うことで理解いただきたい旨を説明いたしました。

また、手宮西小学校を中学校の統合校とした場合の通学支援策の距離要件を緩和できないかとの質問があり、教

育委員会から、土地の形状や通学安全対策など通学区域の線引きにより実態が異なることから、今後、具体的な議論を進めていきたい旨を説明いたしました。

保護者から、中学校の統合校の位置を手宮西小学校とした場合の支援策などを示し、話し合うことはできないのかとの意見があり、教育委員会から通学手段や通学路の安全対策などを具体的に検討し、話し合いたい旨を説明いたしました。

また、懇談会の参加人数が少ない場合であっても、一人一人の意見は重く受け止めていただきたい、また手宮西小学校を中学校の統合校とすることを絶対に嫌だという保護者はそれほどいないと思う、子供の安全対策をしっかりとお願いしたいとの意見がありました。

教育委員会といたしましては、この地区の中学校の統合校の位置の確定に向け、具体的な通学支援策を示し、話し合ったいと考えております。

次に、中央・山手地区についてであります。1月23日に「小樽市立西陵中学校の存続を訴える会」の要請により、教育委員会が参加して意見交換を行いました。当日の出席人数は、記載のとおりであります。

双方の基本的な考え方を説明する目的で開催され、教育委員会からは、適正化基本計画の策定経緯や趣旨について説明した後、一昨年6月に西陵中学校で開催した「学校再編についての地区別懇談会」で配布した資料に沿って、中央・山手地区の中学校の再編プランを中心に説明いたしました。訴える会からは、教育委員会の考え方との相違点や疑問点などの説明とそれに関連した質問がありました。

昭和48年の文部省通達のとおり、学校統合については十分に地域住民の理解と協力を得て行うべきとの意見があり、教育委員会としては、適正化基本計画の中でも地域住民との共通理解という点に触れており、十分に配慮していきたい旨を説明いたしました。

教育委員会の中央・山手地区の再編プランの考え方、また中学校の統合校が既に決定されたような教育委員会の進め方について疑問の声が出され、教育委員会から、合意ができた時点で実施計画を策定し統合に向けた準備を進めていくことから、中学校の統合校を決定したのではなく、本格的な協議はこれからであることを説明いたしました。

少子化が進む周辺部の学校がなくなるのはやむを得ないが、市の中心部に人口が集まるようなまちづくりという観点や学校配置のバランスの観点からも、西陵中学校の存続は必要であるとの意見や、この地区の再編後の中学校数は2校ではなく3校、1学年の学級数は3学級以上ではなく2学級以上でよいといった意見もあり、教育委員会から、学校の構成を考えた場合の学級数と専門の教科免許を持つ教員配置、教員数の関連や1学年2学級から3学級となった場合の教員配置増による生徒へのプラス面について説明いたしました。

また、現在、市が実施している「学校跡地利用の基本的な考え方」の素案に関連したパブリックコメント募集に対し疑問の声が出され、教育委員会から、今回の市民からの意見募集についての経緯や、募集をする際の一般的な手続の手順について説明いたしました。

最後に、この会は組織として運動しているものではなく、統一した見解があるというものでもない、また出席者それぞれの意見を取りまとめたものでもないが、共通点は西陵中学校を残してほしいという点であるとの説明があり、意見交換を終了いたしました。

学校再編プランでは、このブロックは小学校の再編を先行させて考え、一定の期間の後に中学校の再編を検討することとしておりますことから、まず小学校の再編を進めてまいりたいと考えております。

次に、2月21日に緑小学校・最上小学校合同の懇談会を開催いたしました。参加人数及び懇談事項については記載のとおりであります。

教育委員会から、緑小学校と最上小学校の再編は、緑小学校に隣接する旧車両整備工場跡地に統合新校を建設することとし、平成24年度に当該地の測量調査を行う旨を説明し、意見交換を行いました。

保護者から、緑小学校を建て替えた場合の統合時期について質問があり、教育委員会から、現在、教育委員会が

考えている工程としては、測量や都市計画決定の手續に約 2 年、実施設計に約 1 年、建設工事に約 3 年の 6 年程度となることを説明いたしました。

また、平成24年度に測量調査の予算を計上する考えが示されたが、なぜこの時期に提示されたのかとの質問があり、教育委員会から、市の新年度予算にかかわり、一定の考え方が固まったこの時期でなければ具体的な提案ができなかった旨を説明いたしました。

保護者から、校舎の建築に 6 年から 7 年かかるとの説明があったが、子供たちが耐震の課題がある校舎に通学することを考えると、1 年でも 2 年でも早く完成させることはできないのかとの質問があり、教育委員会としても 1 年でも早く新しい環境の中で教育活動を展開したいと考えている旨を説明いたしました。

また、教育委員会は統合校と考える学校は耐震補強工事を行い、統合校と考えない学校は工事を予定していないのではないかと、緑小学校や松ヶ枝中学校の耐震補強を行わないのであれば、しばらくの間、耐震性が確保された隣接する学校に児童・生徒を振り分けることを考えてもよいのではないかと意見がありました。

地域から、耐震化優先度調査の優先順位が高い緑小学校や松ヶ枝中学校の耐震化をせず、優先順位の低い長橋中学校などの耐震補強工事を進めている理由について質問があり、教育委員会から、耐震化優先度調査で優先度ランク①と判定された学校は耐震補強工事ではなく建替えを前提としていること、また耐震補強工事は学校再編と合わせて実施することとしているが、長橋中学校など将来にわたり、中学校では 9 学級以上見込まれる学校については、耐震化をすることとした旨を説明いたしました。

保護者から、最上小学校としては、旧車両整備工場跡地に統合新校を建てることに反対する声は聞いていないことから、その方向で支障はないと考える、また松ヶ枝中学校を最上小学校に移転し、安全性を確保してほしいとの要望がありました。

この懇談会を受け、教育委員会といたしましては、旧車両整備工場跡地での統合新校の建設について、一定の理解をいただいたと考えており、測量調査等を行ってまいりたいと考えております。

次に、統合協議会についてであります。1 月 30 日に「第 6 回花園小学校・量徳小学校統合協議会」が開催されました。

協議内容は通学時の安全対策として、町会やボランティアの方の御協力を得て検討を進めることとし、町会として要望があれば対応を協議していくこと、また町会やボランティアの方との話し合いの場を設けることを確認いたしました。

1 月 31 日に「第 7 回量徳小学校・潮見台小学校・若竹小学校統合協議会」が開催されました。

協議内容は、教職員部会から、新しい学校づくりの取組として進めておりました、新しい教育目標を関係校の保護者等へのアンケート結果を基に「かしこく、なかよく、たくましく、はたらく子ども」としたい旨の提案があり、今後、この教育目標に基づいて教育課程を編成していくことを含め了承いたしました。

また、平成25年 4 月の若竹小学校との統合に向け、児童交流などを含む検討スケジュール案が示され、具体的な内容について引き続き教職員部会で検討していくことを了承いたしました。

2 月 3 日に「第 2 回若竹小学校・桜小学校統合協議会」が開催されました。

協議内容は、教職員部会から、平成25年 4 月の統合に向け、児童交流などを含む検討スケジュール案が示され、具体的な内容について引き続き検討していくことを了承いたしました。

また、事務局から、保護者部会の立ち上げについて提案し、早期に部会を立ち上げ、協議していくことを了承しております。

最後に、そのほかの報告資料についてであります。資料 2 といたしまして、全市的な学校再編の動きをお知らせする学校再編ニュース第 4 号を、また資料 3 から資料 5 といたしまして、各統合協議会ニュースを添付いたしました。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方について

今回、塩谷から学校を残してほしいという陳情が出されました。この間の懇談会においても幾つかの学校から残してほしいという意見が出てきています。

そこで、教育委員会の基本的なスタンスとして、適正配置は住民合意を得て進めていくと、これは何度も確認しているのですけれども、そういうことで間違いはないですねということ、最初に確認してから質問に入りたいと思います。

○教育部副参事

この間の学校を残してほしいという地域の意見等々でございますけれども、まず地域と保護者の意見がなかなか一致しない部分というのにもまれにはあるとは思いますが、私どもとしてはまず、子供のことを一番に進めていきたいと思っておりますが、地域の方との話し合い、そういうようなものは進めていかなければならないというふうには思っております。

○小貫委員

いや、話し合いを進めていくというのは、それはもちろん大切なのですが、合意を得て進めていくということとでいいですねということなのですか。

○教育部副参事

地域の方や保護者と話し合って、一定の御理解を求めた中で学校再編を進めていくという、この間の考えは変わっておりませんので、引き続きそういうことで進めていきたいと思っております。

○小貫委員

要はその理解というのが、統合に向けた理解、廃校に向けた理解のために話し合いを進めていくというふうにはしか私には聞こえなかったのですけれども、だから住民合意を得てということ、やはり反対側がどのような条件を出してもだめな場合は、その合意で進めていくということが基準ではないのかと思うのです。

忍路中央小学校の懇談会で教育長が、条件を示しても統廃が無理だとなれば残さなければならない、このような発言をしていたと私は記憶をしておりますけれども、どうでしょうか。

○教育部長

一言一句そのような発言ではなかったというふうには考えておりますけれども、当然子供ということ言えば、保護者から意見を十分聞くというのは一番重要なことだというふうには考えております。それと、保護者も地域の住民でありますから、基本的にはやはり住民との共通理解、学校再編を進めるに当たっては、やはりすべて全員が納得するという形は正直なかなか難しいと思います。ただ、それに向けての努力については最大限やっていかなければならない。そういう中では、保護者を含めた住民との共通理解形成については、時間はかかる場合もありますけれども、そういうことは進めていかなければならない。ただ、そういった中でさまざまな意見とありますが、結果が出てくるとも想定されればという一つの前提条件で教育長は申し上げておりますので、そういうことで合意形成がすべて、あるいは合意形成がない場合はという一つの想定で話をした部分ではございます。

○小貫委員

恐らく教育委員会としては、合意形成を得るために通学バスですとか通学路の安全対策とか、さまざまな条件を示していくと、そういう努力をするということだと思っておりますけれども、もし住民から合意が得られなかった場合

に、小学校を27校から13校にする、中学校は14校から8校にするという基本計画、この数を変更していくのか、それともこの数は絶対変わらないのか、数を変えないで強引に住民に合意をしてもらうまで話し合いを続けるという意味なのか、その辺を確認したいのですけれども、いかがでしょうか。

○教育部副参事

まず、私どもとしては、先ほど来申し上げているとおり、理解を得られるように話し合いをして再編を進めていくというスタンスで臨んでおりますので、今、小貫委員からあった強引にという、そういうことは考えてはおりません。話し合いをして接点を見いだせるように最大限努力していきたいということで、私ども考えております。

○小貫委員

私が言いたいのは、41校から21校にするという基本計画の数は絶対変わらないものなのかどうかということなのです。

○教育部副参事

平成21年に計画をつくって、22年から進めているところでありますので、41校を21校にという適正化基本計画の中でうたっている学校数、この部分については今の時点で変える、変えないという、そういうような答弁はできないというふうに思っています。

○小貫委員

どうも、ちょっとわからないのですけれども、先ほどの報告の資料にも載っていましたが、忍路中央小学校での懇談会において、教育長が最後のほうに、特認校の問題で残った学校が小規模校であった場合には、その学校を特認校にするということはある程度を言っているわけです。小規模校が残ることがある程度ということは、適正配置計画の中で教育委員会が示しているどのプランにも合わない学校が残る場合があると想定して、そうしたら、そのかわりにどこかほかの学校を統廃合するのかなのかというそういう問題なのです。いかがでしょうか。

○教育部副参事

忍路の懇談会で小規模校について、今の時点で例えばどこかの学校が残って、結果としてこうなるのかというような、一つの想定としてはそういうことがあり得る旨の答弁がありましたけれども、現状では適正化基本計画に基づいて21校に再編を進めているという私どものスタンスは変わっておりませんので、そこについては御理解いただければと思います。

○小貫委員

今回、教育委員会は規模を確保するために学校の適正配置を行うのだということを言っていますが、私は学校規模で決めるのは間違いだと思うのです。先ほど陳情者の方も言っていましたけれども、全市画一的に決めるものではないと、そのとおりだと思うのです。

それで、この間の懇談会の中でも意見が出ていましたけれども、やはりその地域をどうしていくのか、まちづくりという観点が必要だと思うのです。そういう面で、どういったまちをつくっていくのかということも含めて、私はこの計画は見直していく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育部長

まちづくりとの関連ということでございますけれども、今回、適正化基本計画では学校の規模、配置ということで少子化していくと、そういう中で小樽市内、量徳小学校を入れて41校ありますけれども、40校を上回る学校がそのまま存続していくことが果たして教育上よろしいかどうかというようなことで考えてございます。そういった中で、ブロックごとの子供の推移、それから学校施設の状況、そういったことも兼ね合わせて今回の計画をつくっているところです。

当然、まちづくりということ言えば、これはもうかねてより懇談会あるいは説明会を重ねてきましたけれども、

地域でのお話の中では地域が疲弊するとか、あるいは公共施設の大きな核は学校であるとか、たくさんそういう声はいただいております。そういう観点からお話をお聞きしているのですけれども、第一義的には、子供の教育環境をどういうふうにしていくかということが議論の出発点というふうに考えてございますので、そういった中でその地域地域での態様については意見を交わしていつている状況でございます。

○小貫委員

それで結局、先ほども出ましたように、地域が疲弊するという問題も特に郊外のほうでは出てきています。今のところ、中学校入学生徒数を調べてみると、平成21年度で957名、これが25年度には939名、30年度には794名、35年度には726名と、どんどん減っていくのですけれども、例えば塩谷中学校の場合、21年度18名、これが35年度だと17名、わずか1名の減少。西陵中学校の場合は21年度57名で、35年度になると60名と3名増えている。今、陳情が出ているところというのは、市内全体の減少率から見ても減っていないところなのに、なぜこういう反対の声が上がりなければいけないのかということなのですよ。

例えば、アパートを探すときなどは、若い人はインターネットでいろいろ調べると思うのですけれども、最寄りの学校まで何キロメートルですと出ますよね、それで調べていくと。ということは、今後新しい人が小樽に住んでいくときに、そこに学校があるかどうかというのは基準の一つになると思うのです。人口を増やしていくという点でも、どこに学校を残すのかということは十分考えなければいけないと思います。

それで、そういった地域での合意の重要性については、19年10月31日の当委員会の議事録を見ますと、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の答申を説明しているのですよね、山村主幹という方が。それで、資料を忘れたのですけれども、在り方検討委員会の答申も地域の合意が重要だという、要はそういった説明をしているのです。ですから、そういう地域の合意というのを十分に生かしてほしいというふうに思います。

それで、陳情にかかわってついでに伺いますけれども、塩谷小・中学校にしても西陵中学校にしても、この二つの陳情が出てきて共通しているのは、今言った住民の声を、合意を重視してほしいという声が一致しています。

そこで、学校再編ニュースの第4号ですけれども、中学校の統廃合のうち中央・山手地区ですね、統合校については菁園中学校と最上小学校となっています。これについて説明してください。

○教育部副参事

学校再編ニュースの中に出させていただきましたその表現でございますけれども、私どもがこの間、懇談会で使っておりました学校再編プランの検討のためにという資料の中で、ふだんの考え方として、最後の検討の結果ということで、教育委員会としてはこういう形が適切であるという考えを述べていますので、その中から中央・山手地区の中学校の部分については、統合校の位置としては菁園中学校、最上小学校が望ましいという教育委員会のプランを書いたという、そういうものでございます。

○小貫委員

教育委員会としてはこの2校が望ましいと。ただ、西陵中学校の存続を訴える会との意見交換会で、西陵中学校が残るプランをつくってほしいという要望がありました。これについては検討してきたのでしょうか。

○教育部副参事

この意見交換会をやったときも、やりとりの中で西陵中学校が残るプランがないという中で、プランを考えてほしいというふうなお話がありました。その中で私どもが答えたのは、そういう場も含めてですけれども、意見交換をしながらそういうプランの6番目、7番目、そういうようなものがある面できてくる、そういうようなこともあり得るのではないかというような話をしたかと思います。

現状で言いますと、ここで言うプラン6、プラン7というものは今の時点では検討してございません。

○小貫委員

今の時点では検討していないということは、今後、検討していくつもりがあるのでしょうか。

○教育部副参事

懇談会の中でも、まちづくりと申しますか、西陵中学校の位置の関係でお話をいただいて、私のほうでいろいろシミュレーションしてみなければわからないというような答えをしたこともございますので、そこについても私としては検討していく考えでおりますので、その際にこういうものがあわせてできるのかどうか、そういうことも含めて進めていきたいと思っています。

○小貫委員

進めていきたいということでしたけれども、つくるといってよろしいのでしょうか。

○教育部副参事

全く新しいものになるのか、通学区域をどうしていくのか、そういうようなことは検討はしていきたいと思っています。

○小貫委員

検討した結果どうするのかという話で、つくってほしいという要望に対して、この間 1 か月半、検討はしてきたと思うのです。その 1 か月半の検討の中でプランを作成しますという段階になったのかどうか、まだそこは検討中という段階なのか、どちらなのでしょう。

○教育部副参事

新しいプランをつくるという段階にはなっておりません。

○小貫委員

今、住民との合意という点がなぜ大切なのかというところなのですけれども、やはり市政運営全般にかかわると思うのです。昨年の今ごろ、この市役所内でパーティー券が売られていたわけです。そういう市民の不信というのがあって、市民の信頼を勝ち取っていくためには、やはり市民の声には真摯に向き合っていくと、そういう姿勢が必要だと思います。

ですから、検討すると答えたからには、しっかりと前向きに行っていくことが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部副参事

これから進めていかなければなりませんけれども、私としてはどういうプランをつくれるのか、そういうことも含めて検討はしたいと思っています。

○小貫委員

それで、そういう中で今後やはり住民との話し合いが重要になってくると思います。教育委員会からアクションを起こして、地域住民と懇談していくということが必要だと考えますけれども、これについていかがですか。

○教育部副参事

私どもでも、この間に、懇談会そのものは地域の方、保護者を対象にして意見を聞くという場で設定してまいりました。これまでと同様に、地域や保護者の皆さんと意見交換をしていく場というのは必要であると思っていますので、私どもとしてはそういう対応はとっていきたいというふうには思っています。

○小貫委員

塩谷での懇談会について伺いたいのですが、私も参加したのですけれども、参加議員の確認をいたします。どなたでしたか。

○教育部副参事

塩谷につきましては、北野委員長と佐々木副委員長、あと川畑議員、小貫議員、中村議員、以上 5 名の市議会議員がいらっしゃいました。

○小貫委員

その中で、私はすごくいい意見が出たなと思って、一新小樽の中村議員からだったのですけれども、住民の側に

立った大変重要な発言だったと思います。資料 1 にあるとおり、「塩谷地域住民の生活を考え、小樽の農業、漁業を支える旧塩谷村の地域から学校を全てなくすことは反対である」と、住民の声を代弁して発言した勇気というか心意気は大変すばらしいものだったと私は思います。

さらに、陳情者の 1 人は元自民党の市議会議員ですから、このように塩谷にしてみれば、立場を超えて統廃合反対という意見が今起きているわけです。これについて、やはりこたえていくべきではないかと思うのですけれどもいかかでしょうか。

○教育部副参事

先ほど、地域の関係で、保護者と地域の考え方というのが必ずしも一致していないというような話をいたしました。この間、私どもが保護者と話をさせていただいている中では、もろ手を挙げて賛成というわけではございませんけれども、一定の御理解をいただいたと、そういうふうには考えてございます。

現実には、そういう再編を望まれる保護者もおられますので、どうやってその間をとってうまく導いていけるかというところがあるかと思うのですけれども、私どもとしては引き続き再編を進めていくということで理解をいただくということで進めてございますので、そういうふうに御理解いただければと思います。

○小貫委員

そうしたら、保護者が 11 名参加していましたが、この 11 名から統廃合してくださいという意見はありましたか。

○教育部副参事

当日の会合には、地域の方が多くいらしている中で、直接、保護者から平成 26 年 4 月の統合でいいというような御意見はございませんでした。それは事実です。

○小貫委員

旧塩谷村にしてみれば、やはり長橋まで通うというのは、とてつもない負担になるわけです。御存じだと思うのですが、平成 17 年 8 月に教育委員会のための市町村合併マニュアルというのが出ています。合併の場合のことなのですが、その中でも学校の統合について、「学校統合にあたっては、これらの点を踏まえつつ」というのは、規模が必要だという点を踏まえつつ、「十分に地域住民の理解と協力を得て行う必要があります。また、通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮することが必要です」と、統廃合は合併のときに限っていますけれども、趣旨としては合併と合併ではない場合に分かれることではないと思うのです。この見地に立って進めていくことが重要だと思いますけれども、いかかでしょうか。

○教育部副参事

当然、これまでよりも通学距離が長くなると、従前よりは子供の負担感というのはあるだろうとは思っています。そこを解消するために、通学の利便性をどうやって図っていくか、その中で通学支援のバス代の助成ですとか、小学校であれば一定の規模があれば、スクールバスを運行することによって通学時間を可能な限り短縮していきたいですとか、そういうようなことは保護者に説明しながら理解を得ていきたいとは思っています。

○小貫委員

本州の場合と北海道の、しかも小樽の坂道という点は、やはり分けて考えていく必要があると思うのです。

私の場合、小学校まで 2 キロメートル、中学校は 5 キロメートルありました。しかし、雪が降らない上に平らだから自転車通学なのです。20 分もあれば着くところですので、そういうところと、この小樽とは同列に考えてはだめだと思うのです。バス通学というのは極力避けるべきだと私は思いますけれども、これについていかかでしょうか。

○教育部副参事

確かに、自分の足で歩いて通える、そういう距離に学校があれば望ましいと、この間、懇談会の中でもそのよう

な御意見をいただいておりますけれども、一つは私どもとしてはこの間言っております、子供たちの教育環境を改善していくためにこの学校再編を進めている。その中でこれまでよりも通学距離が長くなってしまふ、ではそこをそのまま歩けという形にはなりませんので、通学バスを使った通学支援、そういうようなことを考えて負担を減らしていきたいというふうには思っております。

○小貫委員

今の御答弁を聞いていると矛盾するような気がするのですが、要は統合しなければ負担を減らすも何も考えなくていいのではないかと思うのです。

それで、塩谷の場合は平成26年4月の統合を延期したということなのですが、ということは平成27年を今想定しているのかどうかを確認します。

○教育部副参事

塩谷中学校の統合時期について、平成26年4月は見送るということ、委員の皆さんにも2月に資料を通じてお示ししてございますけれども、私どもとしては今後進めていく中で、いつまでもこの状態ということは考えてございませんので、早い時期に統合を進めていきたいというふうには考えてございます。

○小貫委員

早い時期にということは、たぶん平成27年ということだと思うのですが。

◎最上小学校と緑小学校の統合について

次に、時間がなくなるので、報告の中であった最上小学校と緑小学校の統合についてなのですが、今、教育委員会としては、この最上小学校と緑小学校が統合することが最適と考えているということかどうかお聞かせください。

○教育部副参事

私どもとしては、この間の一昨年の懇談会等々踏まえた中で、緑小学校と最上小学校を組み合わせる統合新校にということで考えてございます。

○小貫委員

その統合について、住民の理解というのは得られたと考えているのでしょうか。

○教育部副参事

先ほども報告の中で申し上げましたけれども、この間の経緯等から考えると、私どもとしては懇談会に参加している方の一定の理解を得たというふうには判断してございます。

○小貫委員

そういう中で、この前の懇談会に出ていたのが、やはり古い校舎でずっと勉強しているのが不安だということなのですが、この保護者の不安にどのように教育委員会として対応しようとしているのでしょうか。

○教育部副参事

私どもとしては、少しでも安全・安心な学校づくりという中で、この間、計画的に施設の耐震化等々進めてきてございますので、この緑小学校、最上小学校の統合新校についても、安全を確保していくための耐震化といいますか、新しい学校を建てていく、そういう中で新年度から進めていきたい、計画的に耐震化を進めていく、そういう考えであります。

○小貫委員

耐震化を進めていくということなのですが、それはどこの学校の耐震化を進めていくということなのでしょうか。

○教育部副参事

耐震化をとというのは全体を意味して耐震化をということで、今、言葉を使いましたけれども、この緑小学校、最

上小学校の部分につきましては、まずは統合新校として新しい学校を旧車両整備工場跡地に建てていく。それによって、緑小学校の老朽対策というのですか、そういうようなこともあわせて考えていきたいというふうに思っています。

○小貫委員

ということは、6年の間、古い校舎のままということが保護者の不安だったと思うのですけれども、これについてはどうなのでしょう。

○教育部副参事

そのときの懇談会でも話しましたが、なかなか躯体そのものには手をかけるということは難しいのかと思いますが、それ以外の非構造部材というようなところの安全性を確保していくような取組は進めていかなければならないだろうと、そういう答えはしてございます。

○小貫委員

それで、松ヶ枝中学校についてなのですけれども、この松ヶ枝中学校は私の妻の母校でもありまして、そのときにもう既に壁ははがれていてぼろぼろだったと。それから何年もたっているわけです。その場所に通わせる不安というのは、ただならないものがあると思うのです。懇談会の中でも出されていたのは、最上小学校を卒業して松ヶ枝中学校に行かせたくない。できれば、西陵中学校と向陽中学校に分散できないのかという提案もあったかと思うのですけれども、これについてはどう考えているのでしょうか。

○教育部副参事

そういう御発言があったのは事実でございますけれども、ただ、私どもは懇談会の中でも説明させていただきましたし、先ほどの報告にもございますけれども、新しい学校を建てていく場合には、今回6年程度はかかるということを考えてございます。その期間の中で、子供をよその学校に分けてまた戻ってくる。2回ぐらい移動ということになるかと思うのですけれども、そのことはやはり子供にとって好ましくないというふうに考えています。

あとは、その耐震の部分、建て替えたり、そういうようなことで対応していきたいというふうには考えてございます。

○小貫委員

そのときに、たしか女性の方から松ヶ枝中学校の危険性を指摘されて、教育部長が松ヶ枝中学校の場合はまずあそこで建て替えてはならないということを答えていて、近隣の学校施設を使えないか検討しているというような表現をしていたので、何か妙に気になったのですけれども、この近隣の学校施設というのはこのことを言うのでしょうか。

○教育部長

近隣の学校施設というのは、最上小学校ということです。

○小貫委員

たしかこの話の流れのときは、最上小学校に移るまで待たないという中でのこの発言だと記憶しているのですけれども、それが近隣の学校施設が最上小学校というのはちょっと何か合わないと思うのですけれども。

○教育部長

ちょっと短縮してしゃべったのかもしれませんが、今、副参事が答弁しましたように、やはり現在、再編を進める中で学校施設の大規模改修については再編と合わせて行うという考え方に立っております。当然、耐震対応についてもしかりであります。

そういうことから、例えば松ヶ枝中学校の生徒を、緊急避難的に学校を変えるということになれば、先ほど副参事が申しましたように転校といいますか、そういうような形になってしまいますから、それをある程度、5年6年の期間の中で行ったり来たりというふうになってしまいますと、その校区自体の通学区域の変更とか、当然、通学

区域をいじるわけですから、通学の利便性といいますか、そういったことも考慮しなければならない。

そういうことからいくと、あまり短期間に再編をするという前提の中では考えにくいのではないかというようなことで副参事が申しまして、その後で、私が話したのは、松ヶ枝中学校の対策については、そのブロック内の学校施設を使うという考え方、すなわち、プランで示している最上小学校の施設を改修して使うというようなことで話をしたところであります。

○小貫委員

いまいち理解ができなかったのですけれども、要は学校再編とは別に考えて、松ヶ枝中学校を残すかどうかはともかくとして、耐震診断をして本当に危ないとなった場合は一時的に転校するという意味ですか、今おっしゃったのは。済みませんがもう一度御答弁をお願いします。

○教育部長

一時的に転校するというのではなくて、再編の中で松ヶ枝中学校の移転を考える、すなわち、何度も言いますがけれども、最上小学校の校舎を使うという、そういうことで話をしております。

○小貫委員

ということは、この懇談会の中であった西陵中学校と向陽中学校に分散するという考えは、今のところ持っていないということによろしいでしょうか。

○教育部長

そういう考えは持っておりません。

○小貫委員

そこで、最上小学校の敷地が7,300平方メートルということなのですけれども、これは小公園も含んでいる形になるのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

最上小学校について、建物の敷地は7,950平方メートル、運動場は9,144平方メートルとなっております。

○小貫委員

いや、この資料にグラウンド面積7,300平方メートルと書いてあるのですけれども、これと今の9,144平方メートルとはちょっと整合性がとれないので。

○（教育）総務管理課長

今は校地面積ということで、運動場とそれから校舎敷地が入っております。最上小学校のグラウンド面積は、台帳上は9,144平方メートルということになります。

○小貫委員

それで、小公園というのが奥にありますでしょう、それを含むのかどうなのか。

○教育部参事

小公園と言ったからちょっと混乱しているのかもわからないのですけれども、グラウンド本体がありまして、細い道を1本挟んで、広場というか、遊具を置いているところがあります。そこを含めて最上小学校の校地になっていきますから、含めての7,300平方メートルという、そういう計算になろうかと思えます。

○小貫委員

質問時間を損しているような気分になるのですけれども。そうすると、中の道は改築する中で1本にしてしまうのか、一つのグラウンドにしてしまうのか。中学校にするのだったら広くしないといけないですね。

○教育部副参事

現在の最上小学校のグラウンドについては、今あったとおり7,300平方メートルというのが最上小学校のグラウンドの実面積です。松ヶ枝中学校が7,800平方メートルなものですから、ほぼ同じくらいの面積が確保できるというこ

とをこの間も説明させていただいていると思います。

現在使っているグラウンドの面積が7,300平方メートルということで御理解いただければと思います。

○小貫委員

◎中央・山手地区の統合について

花園小学校が量徳小学校と統合しました。ということは、この地域の小学校の組合せは、稲穂小学校・色内小学校と緑小学校・最上小学校、花園小学校・入船小学校の統合で進めていくというプランなのかどうか。

○教育部副参事

この間、私どもが示したプランの中で、この中央・山手地区にはいろいろなプランがございますけれども、一つの考え方として、この4月に花園小学校に量徳小学校が校区を分けて統合している。残りの稲穂小学校、色内小学校、緑小学校、最上小学校、それと入船小学校がございますけれども、先ほど来言っております緑小学校の統合新校の建替えの位置、そういうようなもので、入船小学校との距離というのも近くなってくる。そういうような部分がございますし、一方、手宮では手宮3校の統合校を新築して考えるという、そういう関係がございます、その中でも色内小学校との関係がございます。

ですから、それらを整理していかなければなりませんけれども、そういう組合せ、校舎の新築、そういうようなものを見ながら統合の組合せを議論していかなければならないのだろうというふうには思っています。

○小貫委員

◎手宮小学校の統合後の学校づくりについて

平成21年の当委員会での北野委員の質問で、手宮小学校を統合した場合の提案がありましたけれども、その中身とその後の検討についてお示してください。

○（教育）総務管理課長

北野委員が平成21年に質問の中で説明されたと思います。現手宮小学校はグラウンドが狭いので現グラウンドを土盛りしまして、校舎とレベルを一致させて、その後ろに末広公園がございますが、それとレベルを一致させ校舎を建ててはいかかという仮定のお話ということで、末広公園は都市計画公園でございますので、いろいろクリアする点があり問題がありますが、できないことはない、そういったことの内容の発言、質問をされております。

それで、24年度は地質調査、また敷地の形状等を考慮しまして、この中で小学校の標準を満たすようなスタンスで対応をしていきたいというふうに思っています。

○小貫委員

どのように対応していくのですか。

○（教育）総務管理課長

グラウンドが狭いということで、まず一つには形状的なものがございます。そういったものを考慮しまして、面積を確保していきたいというふうに考えております。施設整備指針というものが文部科学省から出ているのですが、屋外運動施設と移動しやすく、かつ相互に見渡すことができる位置に校舎等を建築することが望ましいというようなこともございますので、そういった中で、今後、地質調査、それから面積を測量してその中で最適な校舎を建てようかと思っております。

○教育部長

手宮地区の三つの小学校の統合した新しい学校づくりということでは、やはり教育のソフトの部分もそうなのですが、ハードの整備についても学校再編としては大きな目玉になるのではないかと考えています。

御案内のとおり、グラウンド面積が手宮小学校はやや狭いというような部分もございますので、教育活動が十全に発揮、展開できるような、そういう設計について関係部署と打合せをしまいたいというふうに考えています。

○小貫委員

◎若竹小学校の交通安全について

最後に 1 点だけ。資料 5 にありました若竹小学校との警察への要望なのですが、その後の経過についてお示しください。

○教育部副参事

本年 1 月 24 日に、市と若竹小学校 P T A、町会、若竹保育所、それと教育委員会の五者連名で警察に要望を行ってきました。4 点ほど要望いたしまして、若竹交差点、国道 5 号の高速道路の高架下の横断歩道なのですが、そこの青信号の点灯時間を延長してほしい。それと、水産高校の上の丁字路に信号と横断歩道の設置、また桜小学校のすぐ裏の交差点になるのですが、現在、横断歩道はありますけれどもそこに信号を設置してほしい。あとは、若竹町内の高速道路の高架下の安全を確保してほしいという、こういうような要望がございました。

それで、当日行った際に、実は警察から回答いただいたのは、要望に対する課題等はいろいろあるのですが、一つは昨年 6 月に私どもが青信号の点灯時間延長を要望した若竹交差点につきましては、8 月にすぐ道警が見に来て、信号のサイクルを変えられないのかどうか、そういうような検討をさせていただいて、8 月に 3 秒なのですが、信号を延ばしていただけたという経過がございます。

ただ、それ以上延ばすとしますと、あそこの道路形状を変えなければならないという大がかりなものになるということで、警察としてはその 3 秒が限界であると。この 3 秒は 33 秒が 36 秒になったのですが、当時は私どもが青になってから渡っていても途中で点滅が始まる、そのような信号だったのですが、普通に歩くとそれで渡りきれぬ。足が悪いということであれば高齢者が渡れるということで警察で判断した、そういう改善はされたというふうには聞いてございます。

○小貫委員

今、要望が一つなくなってきたということなので、来ている皆さんの要望もぜひかなえていただきたいということをお願いしまして、終わりにします。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井委員

それでは、何点か質問をさせていただきたいと思います。

◎いろいろな立場の人たちへの理解を深めることについて

まず、進捗状況ということで、先ほど御報告を受けましたので、そこは省いていきたいと思うのですが、今後の進め方として、先ほど小貫委員からも質問がありましたが、観点が違いますので、例えば学校の存続を考える上で、私は三者立場の違う方がいるのではないかと考えております。地元地域の方、それから学校に今既にかかわっている P T A や今いる児童・生徒、それからこれから学校に入学するであろう方、この三者の考え方があって、それぞれ違う思いで進んでいるかと思うのですが、その辺も含めて、今後どのように進めていくのか、お示しいただきたいと思います。

○教育部副参事

私どものプランにおきまして、こういう考え方がある、御理解いただきたい、そのような進め方をこの間やってきてございますけれども、これからある面では、いただいた御意見に、私どもとしての考え方というのをまずしっかり提示して理解いただくというのが、まず必要だろうというふうには一つ思っています。

あと、どうしてもこういう懇談会をやった場合に、地域や保護者の方、やはり特にその学校がなくなることに反対される方、そういうような方が多く集まるというのは、これは仕方のない話で、そこに対して理解をいただかな

けれども、今、委員からございましたとおり、現在の保護者はもちろん大事ですけれども、これから入学してくる保護者にも、これまでも懇談会の案内等というのは幼稚園や保育所、そういうようなところを通じて流していますけれども、なかなかこの間、御参加いただいていない部分がございますので、その部分について、工夫していかなければならないかとは思っています。

○酒井委員

それで、いろいろな報告書の中で、「検討をしていきます」ですとか、私の印象としては、そういう言葉が結構多く使われていると思うのですが、この「検討していきます」とか、それから「理解を深めていく」ということについて、先ほど私は三者いるという話をしたのですが、三者ともに理解してもらうということは、三つの答えがないと、たぶん理解はしてもらえないと思うのですが、その辺のバランスなどについてはどうでしょうか。

○教育部副参事

一つは、やはり学校が統合になって、どういう新しい学校づくりができて、どういう教育が進めていけるのか、そういうようなことは、保護者やこれから入学される方、そういう方に対するこちらの検討結果次第ということになるのではないかというふうに思います。

あともう一つは、地域の方に対して、どういう投げかけができるか、それは一番難しいところなのですが、やはり私ども教育委員会としては、先ほど来言っているとおり、まずは子供のことを考えてという部分がございますので、一義的には、やはり保護者、いわゆる学校にかかわる方、その理解をまず得る最大の努力をしていかなければならないというふうには思っております。

○酒井委員

確かにそのとおりだと思います。ただ、地域の方への御理解というのは、たぶんちょっと観点が違うと思うのです。私は今、子育てをしていて、まさに今年小学校 1 年生に入る子がいて、その後また何年後かに子供が小学校に入って、中学校に入ってというような立場なので、私の立場と、それから地域の方々が求めている学校への考え方とは、ちょっと違うと思うのです。そこは、恐らく市長部局といろいろ連携をしながら進めていかなければいけないのかなと思うのですが、その辺について、何か具体的に今そういうことが話し合われているのか、例えば跡利用も確かにそうだと思うのですが、それ以外に何か連携をとりながら進めているのか、それともこれから進めなければいけないのか、その辺の考え方については、どうでしょうか。

○教育部副参事

地域の方からいろいろ学校を多く残してほしいという要望が出てございますから、その中で、どういう観点でその地域を伸ばしていくか、その地域のあり方というのは考えていかなければならない部分があるのだらうと思います。ただ、それは教育委員会が担える部分ではないと思いますので、今、委員からあったとおり、そういうような市の部局との連携というのは当然していかなければなりませんし、これまでもこの適正化基本計画をつくっていく過程の中で、市長部局と検討しながらつくり上げてきたという、そういう経過がございます。

○酒井委員

何かちょっとよく理解ができなかったのですが、これは絶対していかないといけないことだと思いますし、先ほどから何回も言っていますが、三者がいます。三者はそれぞれ違う立場、それから学校への思いも違う感じ方だと思いますので、そこはきちんと検討していただき、そういうことを考えながら、地域の方により一層理解を求めていく。また、できる、できないはあるかとは思いますが、地域からの要望も検討して進めていっていただきたいと思います。

◎教員の研修について

それから、次に教員の研修についてなのですが、先日北海道新聞にも載っていたかと思うのですが、道教委で小・中学校のいじめなどに対するアンケート調査がありました。北海道は、たしか小学校で 40 数校あったかと

は思うのですが、統廃合になりますと、例えば教職員も環境が変わるとか、あとやはり在校生の環境が変わるとか、今までとは違う環境になっていく。特に教職員は、生徒をまとめる力がより一層求められるかと思うのですが、それに対して、いろいろと研修はやられていると思うのですが、適正配置計画による学校再編後の学級経営を意識したような研修をされているのか、若しくはこれからされていくのか、その辺についてはどうでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

学校再編を意識しました教員研修のあり方についての御質問であります。委員が御指摘のとおり、学校再編に際しましては、今までと違う環境、その中で子供たち、学級をまとめる力、教員の学級経営力と呼んでおりますが、そういうものが重要であるという認識には立っております。統合協議会の教職員部会というのがございますが、その中においても統合後におきまして、子供たちが落ちついて学習ができるように、そういう学級になるように、本格的に協議をするという場も設けられております。教育委員会といたしましては、これまでも学級経営につきましては、授業中は教員の話を中心して聞くなどの学習規律に関する研修、それから子供たちの内面に働きかけて人間関係を豊かにする指導の技法などにかかわる研修など、学級経営に係る講座を多数設けております。今後におきましても学級をまとめる力が向上しますように、教員研修に努めてまいりたいと思っております。

○酒井委員

いろいろと研修をやられているということなのですが、私も民間の会社でいろいろやっけて、様々な研修を受けてきました。実は、研修を受けることが大事なのではないのです。研修を受けて、寝て起きたら 8 割忘れていられるのです。それで、その研修のフォローアップみたいなものは、例えば学校ごとにやられているのか、それとも教育委員会で何かそういうことがあるのか、その辺についてはどうでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

研修後のフォローアップについての御質問でございますが、実は各学校では、月に数回校内研修の時間というものをつけております。その中で時間をとりまして、それぞれの教員が受けている研修につきまして、交流する時間といたしまして、それぞれ学んできたことについて、お互いに話し合うというような場を設けている学校もございます。

また、学校再編後におきましては、学年内が複数の担任になる学年が多くなるということが想定されますので、その中でお互いに学んだことを交流し合うとか、そういう場もできてくるのかと思っております。いずれにしましても各学校におきまして、一人一人が学んだことについて、全体のものになるようにそれぞれ広がりのある研修になるような、そういう交流の場を設けていくということが大事であるということから、校長会等でも指導していきたいと考えております。

○酒井委員

フォローアップされているということもよくわかりました。それを監視すると言ったら変ですけども、そこをちゃんと見ている方がいるのか、それともただ書類上で、こうやっていますよということなのか、この辺についてはどうなのでしょう。

○（教育）指導室石山主幹

フォローアップの検証についての御質問でございますが、正直申し上げまして、そのフォローアップがどのような形で行われているかということにつきましては、指導室としては押さえておりません。ただ、校内研修というのは確실히行われておりますので、それぞれ教員が学んできたことについては、その場で交流はなされているのかと思っております。

○酒井委員

今、私の前に座っている佐々木秩委員もうなずいていたので、たぶんやられているのかと思うのです。

私の最後の質問になります。質問というか、これはちょっとお言葉をいただきたいと思うのですが、先ほども言いましたが、私は今子育てをやっております。統廃合で一番重きを置かなければいけないのは、やはりそこで学ぶ

子供たちのことを真剣に考えていかなければいけないのだと思います。そこで、子供たちのことを考えながら通学路、それから学力向上、あとはやはり人間力、さまざまな問題をクリアしつつ進めていきたいと思うのですが、最後に教育長に何か意気込みみたいなものがあれば、お言葉をいただきたいと思います。

○教育長

統廃合にかかわって、教育委員会とすれば、やはり子供の教育、これを充実させるということが一番大切なことであります。

また、いわゆる教育機会の均等、又は一定の学力水準の確保、これは学校規模の大小を問わず一定の水準を確保するということが最も大事なことであります。その観点に立って、平成21年に学校の再編のプランができたときに、議論したときに、いわゆる一定の間口を確保することが子供たちの教育環境にとって一番望ましい規模だということで、教育委員会としては考えて、それに沿って41校を21校にするということです。ただこれまでの間、具体的に新しい学校づくりといいながら、それではどういう学校になるのだと、カリキュラムがどのように変わって、教員数がどのように変わって、学校行事がどのように変わってという我々からの具体的な発信が少し足りなかったのかと。それらをこれから今後一つ一つ、いわゆる適正な規模の学校が、今の学校とどのように変わるのかというようなものを具体的に説明しながら、地域の方にも、こういう環境の中で子供たちが今後どのような教育を受けられるということを示しながら、少しずつ理解をいただきながらプランに沿って進めてまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

何回も言っていますが、私は今、子育てをしています。子供が今年1年生になります。その後もまだ二人ほどこれから小学校に上がりますし、中学生の子供もいます。まさに子育ての真っ最中で、そのような中、今年ある幼稚園から卒園された方なのですが、小樽の教育はあまりよくないよと。それで、いい教育を受けさせたいがために札幌市に住居を移すという方もおります。そういうこともありますので、ぜひ学校適配をきちんと進めていただきたいのと、小樽の学校はいいと言われるような学校をぜひつくっていただきたいと思います。これは、要望なので答弁は要りません。

○佐々木（茂）委員

◎指定校変更などについて

先ほど陳情提出者の方が趣旨説明をされましたので、私は確認として、小学校の指定校変更ということが問題にされていたことが一つ、それから、通学距離も問題の一つとして出されております。それから、教育委員会は、保護者との対話を先行重視しているというような趣旨のことが上げられております。この問題について、住民の方に誤解を与えないといえますか、御理解を得る形のお話をお聞かせください。

例えば、教育委員会が今進めている陳情者に対するこの回答に疑問を持っているわけですよ。ですから、こういうことについては、こうしているのだよと、趣旨とは違いますよということをつぶさにお答えして、この陳情のところで誤解を招いているのであれば、取り除くということも必要ではないかという趣旨であります。

○（教育）学校教育課長

まずは、指定校変更のことをございますけれども、部活動の関係でということで、陳情の中には言われております。部活動につきましては、この指定校変更の要件としましては、平成18年に学校教育法施行令8条の部分で変更がございまして、この中で保護者から指定校の変更の申出ができますということでの規定の改正がございまして、その中の事由としまして、一つには、いじめですとか、それから部活動ということも上がっておりまして、これにつきましては、単なる例示ではなくて、そういったような要件については、どこの市町村でも該当するという通知も文部科学省から来ております。そういうことに基づいて、市教委としまして、この指定校変更の要綱を定めており、

それに基づきまして指定校の承認を行っているという状況でございます。

あと、通学距離の部分につきましても、何回も話しておりますけれども、通学助成の関係、一定の通学支援ということで、一定の距離、小学校は2キロメートル、中学校3キロメートルという形での距離を持って通学支援を行っておりますので、そういったような通学支援も今後の学校再編を進める中では、当然やっていかなければならないというふうには考えております。

○教育副参事

懇談の進め方について、保護者との対話を先行重視しているのが納得いかないと、そのような趣旨の陳情の部分でございましたけれども、もちろん私どもは、決してそういう意図を持って進めているわけではございません。ただ一つは、先ほど来言っているとおり、私どもとしては、まず子供をお持ちの保護者がどうしてお考えなのか、教育の部分、そういう観点からまずは考えていきたいということで、保護者との意見交換というのをもさせていただいています。私どもが一方的にそういう形をとっているつもりもございませんし、例えば塩谷地区については、昨年の懇談会の中でも、そういうことを話しながらPTAと私どもと、PTA独自の会合をやって、私どもが呼ばれていくような形でも進めて、そういう保護者とのやりとりというのは進めてきていると、こういう経過でございます。

○佐々木（茂）委員

それからもう一つ、先ほどの陳情趣旨説明の中にありました指定校変更についての疑問で、部活動を行っているか調査し、行っていないのであれば、塩谷中学校に戻すべきとの意見があったと。これは、調査されましたか。

○（教育）学校教育課長

実際に入学後の部活動の実施、行っているかどうかについて、調査については行ってはございません。

○佐々木（茂）委員

今の段階で調査されていないという御答弁をいただきました。やはりこういう形の疑問に思うことを、つぶさに説明していただくのがよろしいのではないかと思います。そういう形の中で、陳情趣旨の要領がここにあります。ですから、そのようなことを踏まえて、丁寧な回答をして、住民の方、PTAの方にも納得をしていただくと、これがやはりこの適正配置計画を進める上での一番ポイントになるのではないかとこのように思いまして、今日は後ろに陳情された会の会長をはじめ、町会長など皆さんおそろいでございます。ですから、そういった形の中で、やはりこういった陳情を重く受け止め、対応できるものは対応していただきたい、こういうふうに思います。

それから次に、そもそもこの「市立小・中学校における学校規模及び学校配置の在り方」について、まず小樽市立学校の規模・配置検討委員会が11回の会議を開き、そして平成19年10月25日にこの答申をされて、受けて21年11月に「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画」というものを策定されて、本日に至っているということでございます。それで、私は一つだけ今日お尋ねしておきたいのは、この小・中学校の再編計画を進めて、よくなるということをややはり皆さんに承知していただきたいという観点で、学校の再編とよりよい教育環境づくりというふうに基本計画に盛り込んでおります。ですから、せっかくお見えでございますので、このよい点を御披露いただければというふうに思います。

○教育部副参事

今、学校再編を進めてございますけれども、この間どういう学校ができて上がるのか、どういう教育ができるのかと、そういうような観点で当委員会の中でもお話をいただいております。それで4月に統合を迎える花園小学校と量徳小学校の事例で申し上げますと、平成24年4月からスタートする新しい学校の教育目標、そういうものをどうしていくか、それを地域や保護者、そういう方々のアンケートをいただいて、その思いを具体化して、新しい教育目標をつくっています。そして、それに基づいた教育課程というものを、両校の教員で話し合いながらこの4月からつくって進めています。それが実際には、学校が始まって、どういう教育がされているのかというのは、これから見えてくる部分であろうというふうには思います。

ソフト面的にはそういうようなことがございますし、あともう一つは、やはり私どもがこの間話している教育環境の一つとしては、校舎等のハードの部分というのは、なかなか従前、手をつけられていなかった。そこを耐震化などとあわせて、この学校再編を契機として、学校の整備も進めていくと、そういうことで思っております。学校のそういうハード面の整備、そういうようなことも考えている、そういう点がございます。

○佐々木（茂）委員

◎塩谷中学校と長橋中学校の統合時期延期について

それから、塩谷中学校と長橋中学校の統合時期の延期について、この経過についてお尋ねいたします。

○教育部副参事

昨年、塩谷地域で懇談会を行って P T A の役員とも P T A とも話をしながら、秋口にやった懇談会で年内には一定の方向性を出していかないと、やはり準備について時間が必要だという、そういうお話があったものですから、昨年中に統合に向けた教育委員会の考え方をお示しするという予定でございました。昨年 12 月 20 日に懇談会を予定しておりましたけれども、当日、塩谷方面でのクマの出没騒動がありまして、懇談会は延期いたしました。その関係で、約一月延びまして、1 月 17 日に懇談会を行ったという経過がございます。

その中では、本日、先ほど冒頭の報告の中で申し上げたとおり、中学校の進学時期であり、説明会等々が 2 月にあるということで、非常に時間がない中では判断が難しい部分であり、何とかできないかと、そのようなことから教育委員会としては、26 年 4 月の統合ということは見送るという判断をさせていただいております。

○佐々木（茂）委員

いろいろな形の問題があるのだらうと思うのですが、この再編計画をつくって、地域の実施計画を作成したわけですから、できるだけ合意が得られて、きちんと早めに進んでいくよう、私は要望し質問を終わります。

○鈴木委員

◎適正配置計画素案について

今、自民党の 2 人から質問がありました。その焼き直しではないですけれども、幾つか確認をしたいというふうに考えておりました。

まずこの適正配置計画ですけれども、この素案を出されました。そして、教育委員会は素案を出して、この学校が望ましいというふうな書き方をしたわけですが、そのつくり込みについては、もちろん一番の専門分野でするので、かなり考えられてつくられたと思うのですけれども、その出した形については、自信がおりかということ、まずお願いします。

○教育部長

私もプランの作成にかかわっていた一人でもあります。やはりプラン作成に当たっては、いろいろな角度で検討をさせていただきました。それについても一つのプランということではなくて、プラン自体に幾つかプランがあって、なおかつ統合校の位置ということで、パターンも示しております。例えば、先ほど話に出ました中央・山手地区の中学校についても、その中では菁園中学校を統合校の場所とした場合、西陵中学校も統合校とした場合という、そういうパターンの検討まで加えております。その結果、それぞれをブロックごとに小学校、中学校を適切な結論として、教育委員会の考え方を示したというような形でございますので、その時点では十分吟味したというふうに考えております。

○鈴木委員

そういった自信があおりのわりには、各所に説明に上がるときに、なかなかしっかりとこの説明ができていない、それを感じるのです。なぜかといいますと、早急な耐震化と、それから生徒・児童数の減少により学校数を減らす、このことについては、どこの会場でも、どこの学校でも、それはしようがないねというか、ある程度合意を得てい

る、それは皆さんわかるのです。では、次に何が来るかという、そのエリアで、例えば三つあるうち一つにする、二つにする、そのときに、何でうちの学校がという話はあるのですけれども、逆に言うと、統合するその学校がどうなるのか。先ほど教育長が言われましたけれども、このような学校にして、こんなふうにしたい、そこが見えない。例えば、廃校になる学校はつらいですよ。つらいけれども、例えば統合して子供たちが少ないのだからここにしなければいけない。でも、その学校が、教育的にも部活的にも設備も教員も、そういうものが全部いいなと思うなら多少遠くても、それは保護者とすれば行かせたいのだと思うのです。

今回、全国学力・学習状況調査の結果がまた出ました。小樽は、中学校が道内の平均以下、小学校が道内の平均ぐらいです。ところが、北海道というのは都道府県で下から 2 番目とかなのです。ということは、全国でビリに近いでしょう。だから、そういうことを含めて、今回の統合をしっかりされて、例えば統合したときに、これだけの生徒がいて、教員だって、パソコンにしる、設備にしる、こういうものがあるから学力も上がるよ。そのためには結果的に廃校になる学校がある、という説明をきちんとして、そこに問題があるというふうに私は考えるのです。

ですから、行く学校のここがよくないとかいう話ではなく、統合する位置、そしてこの学校が適正で一番いいのだということをやはりきちんと説明していただきたい。その点はどうぞお考えですか。

○（教育）指導室長

新しい学校のメリットというか、新しい学校が、どのように子供たちや保護者、地域にとっていいのかということの説明が不足しているという御指摘だと思うのです。一番大事なところは、先ほど部長からありましたけれども、子供たちや保護者、地域の声も含めて、まずそれを取り込むということ。よく言われるコミュニティスクールというものがありますけれども、それに近いものも今回の適正配置の中では、いろいろな部会をつくっていますので、そういう声を反映できる。そうしますと、その学校がこれまで抱えていた、小樽の課題もそうですが、そういう課題をこの機会に何とか解決する。解決して、本当により教育内容を充実させるような学校をつくっていく。そのためには、例えば一つには、教員の配置というのがあります。これは、道教委が配置することですけれども、私どもも積極的にそういう学校には、重点的に積極的な管理職なりというのは、当然考えていかなければならない部分だと思いますし、そういうものにこたえられるという、そういうこともあると思うのです。

また、先ほど学校の課題といたしましたけれども、先進的な取組だとか、教育委員会で進めたいと思っていることをやはりより積極的にやっていただく、そういうことも一つの保護者や地域の声を踏まえたときには、取り入れていかなければならない部分です。私どももそういうものでなければならぬというふうに思っております。ですから、逆に言えば、そういうところを学力向上に結びつけるような一つの魅力として、今後十分に説明ができるようにしていきたいというふうに思っています。

○教育部長

先ほど佐々木茂委員からもお話がございました。学校再編とよりよい教育環境づくりという視点で、説明を十分に尽くしていないのではないか、今、鈴木委員も同じような視点ではないかというふうに考えてございます。基本計画の中では、「学校再編とより良い教育環境づくり」ということで、項を起こして、具体的には「教員数を確保することで、多様な教育活動の展開につなげます」以下、何点か列挙しています。今、室長が答弁したことと全く同じことであります。今回、新しい花園小学校の統合校においては、教育目標も新しくつくったと、そういった形で具体的に見えてくるということがございます。ただ、最終局面でそれが見えるということは、よろしくないということでもあります。ですから、総花的に話をするのではなくて、具体的に統合校の新しい姿というものを早めに地域の方あるいは保護者の方に示して、そういう一つの形のダイナミズム性といいますか、そういったことも必要だというふうには考えているところです。

○鈴木委員

総務常任委員会でも話したのですけれども、今、小樽の中学校の校長から、例えば中学校 1 年生で九九ができな

い、そういう生徒が中学校 1 年に半分ぐらい入ってくる学校があるということを聞くのですよ、ひどいでしょう。九九ができないということは、これから生活できないですよ。

そういうような小樽の状況で、別に学力だけを言っているわけではないです。例えばある小学校では 5 年生で学級崩壊が起きている、こういう現状が小樽にあるのです。この再編をするときに、全部それをなくせるかというのはあるのだけれども、そういう地域はやはり問題を抱えているのです。ですから、小樽の学習環境は、決して P T A の皆さんはいいと思われていない。逆に言うと、本当にまずいというふうに思われているのです。

ですから、これは統合校にしたときには、少なくともその瞬間からなるわけではないですよ、その事前準備があって、きちんとやらなければいけないのだけれども、確かに耐震はやらなければいけない。生徒数も減っているから、やはりこれだけのものを維持するというのは、きついでしょうと。この辺は本当に市民はわかっていますよ。ですが、なぜ自分の学校がなくなって、あそこの学校まで行かなければいけないのかと。やはり目玉というか、きちんとその行く理由がなければいけないのです。そのためには、先ほど言ったようにきちんとメリットというか、もっと具体的な話をしてほしいと思います。

例えば、今回の塩谷の陳情者の方が来ていらっしゃって、地域としては本当に大変だと私も思います。ただ、子供の視点から立って、例えば複式だったり、複式が悪いとは言いませんけれども、勉強の程度の問題、それから例えば部活でバレーをやっている、中学校でチームがつかれない、いろいろなそういう分野を考えたときに、地域としては大変だけれども、子供たちの立場に立ったときには、果たしてそういう環境でいいのか、それが例えば塩谷の学校をなくすという意味ではないです。ただ、大きな意味で、やはり考えてもらいたいということがあります。

ただ、私は、学校格差があってもいけないと思っているのです。例えば、今、保護者からは、小学校はあまり出ませんけれども、越境してもあそこの中学校に行かせたほうがいいのか、そういう話が出ています。だから、そういう是正も含めて、この学校再編というのはきちんとしていただきたい。そのためには、例えば 3 校を 2 校にする。それを例えば三つそのまま残すかどうかというのは、これからの検討課題もあるでしょう。だから、それはきちんと説明して、二つにしないとこのキャパシティは維持できない。そして、この施設、学校の中身は維持できないのだ。だから二つにする、そしてここがいいのだということを、逆に言うとはっきり的確に言っていただきたい。その上で、反論を甘んじて受けて、そしてきちんと話をしていく。今の状態ですと、本当にお聞きしますよという体制はとります。そして、いろいろ御意見で検討をします。ある一定程度のところに来たときに、すばっと、いや、検討したけれどもこういうふうに決めましたと。こういう状態が一番健康上よくない、教育上もよくないというふうに思いますので、そのことを今後約束していただきたいということなのです。

○教育長

先ほども述べましたとおり、確かにこれまでの進め方は、私とすれば、地域別懇談会も保護者との話も非常に親切に進めているというふうには認識しているのですが、ただ問題は、その示し方が、何がどう変わるのだということをもうちょっと具体的に示した上で御判断をいただくということが、やはりこれからは大事になってくるのだらうと思います。

それから、もちろんソフト面もそうですし、ハードの面においても、又は予算の面においても、何がどういうふうに大きく変わるのかということも、市民に具体的な数字を示していかなければならない、その上で理解をいただく、そういう方向で、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木委員

そういう姿勢で臨んでいただいても、なおかついろいろな部分で意見の違いは出てくるというふうには考えます。ですけれども、やはり手の内を隠して話を聞くということも、なかなか真摯な語り合いはできないと思いますし、逆に言えば、やはり主張をしてほしいと。私が最初に聞いたように、本当に教育委員会として自信を持って我々はこういうふうを考えているのだから、まずはこの意見はこういうふうに思っていますと。そして先ほど言

いましたけれども、小樽の教育、子供たちの環境をよくすることに絶対的な自信があるということで臨んでいただきたいということなのです。そういうことも含めて、教育長には御答弁いただきましたので、あとはお願いということになりますけれども、以後よろしくお願ひします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 59 分

再開 午後 3 時 21 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質問を続行いたします。

公明党。

○松田委員

いただいた資料、また私自身が何校かの学校再編に伴う地区懇談会に参加させていただいて感じたことを踏まえ、幾つかの項目に分けて質問をさせていただきます。

◎就学指定校の変更について

最初に、よく懇談会で話題になり、また先ほどの陳情趣旨説明にもございました就学指定校の変更について、お聞きしたいと思います。

申請をして、相当と認める理由により許可を得れば、指定校以外の学校に変更できることになっております。その理由については、変更の基準というのがありまして、身体的理由、地理的理由、居住に関する理由、家庭事情に関する理由、教育的理由、その他の理由と、このように基準があるようでございますが、変更するということは、学級編制にも大きくかかわってくると思ひます。この指定校変更の申請というのは、いつから受け付けるのか、その点について伺いたいと思ひます。

○（教育）学校教育課長

指定校変更の申請の受け付けのことでございますけれども、来年度入学の児童・生徒の分ですとか、それから在学中の指定校変更ということもござひますけれども、来年度の入学の指定校変更のことで言ひますと、入学通知を本年 1 月 17 日に発送してひます。来年度のいわゆる入学の指定をした以降に、保護者から指定校について変更があれば申請を受け付けてひるという形になります。

○松田委員

指定校変更の申請から許可までの一連の流れについて、説明してひきたいと思ひます。

○（教育）学校教育課長

指定校の変更の流れでございますけれども、事前に保護者から電話や窓口で問い合わせ等を受ける、相談という形で受けることもござひますけれども、そういった後に実際に保護者のほうで指定校を変更したいということであると、指定校変更の申請書を出してひいただきます。それにつきまして、内容は、例えばいじめだとか、そういったような学校で実際にそういう事実があったかどうかの確認が必要なことについては、あらかじめ在籍校の学校長から事実確認というか、そういうことを、あとは保護者からもそういった形で意見を聞く場合もござひます。

あとは、家庭的な事情、例えば共働きて、日中保護者がいないので親戚の家に預けるだとか、児童クラブがないのである学校に行きたいとか、そういったものについては現要綱の中にもござひますので、その要綱に照らし合わせて承認をする形になってひます。

承認してから保護者に通知を出すまでの日程、時間的なものにつきましては、その申請の理由によって、時間がそれぞれ定まっていないものですから、おおむね早ければ 2 週間ぐらいという形で保護者に通知しています。それから指定校が変わりますという通知をそれぞれの学校に出していると、こういったような流れであります。

○松田委員

そこでお聞きします。平成23年度につきましては、まだ年度途中でありますので、確定はしていないと思えますけれども、今押さえている部分で結構ですので、22年度と23年度の就学指定校変更の理由別人数を小学校と中学校に分けてお示しいただければというふうに思います。

○（教育）学校教育課長

指定校変更の件数でございますけれども、押さえとしましては、入学通知を発送してからということでの集計なものですから、平成22年度で言いますと、入学通知を発送した22年1月から23年3月まででまとめています。22年度は小学校につきまして、身体的理由はございません。地理的理由については30件、居住の理由については9件、家庭による事情に関する申請については20件、教育的理由については40件、その他の理由は19件、計118件が22年度の小学校の変更の件数でございます。

それと中学校につきましては、身体的理由が1件、地理的理由が37件、居住に関しては2件、それから家庭的事情については10件、教育的理由については58件、その他の理由が8件、計116件でございます。小学校と中学校を合わせて234件が22年度の指定校変更の件数でございます。

23年度につきましては、入学通知を発送した昨年1月から本年1月まで、ただ、まだ新年度の入学の指定校変更の周知ができていないものですから、1月は在籍校での変更だけの集計という形で話しますと、小学校でいきますと、身体的理由が3件、地理的理由が27件、居住については10件、それから家庭的な事情によりますものは27件、教育的理由については66件、その他の理由についてはございません。小学校は計133件となっております。

それから中学校については、身体的理由が4件、地理的理由が37件、居住が3件、家庭的事情が5件、教育的理由が71件、その他についてはございません。中学校は計120件となっております。小学校、中学校合わせて253件となっております。

○松田委員

それで、その他の理由というのがあるのですけれども、その他の教育上の特別の理由というのは、具体的にどういったものがありますでしょうか。

○（教育）学校教育課長

委員はその他の教育的理由とおっしゃいましたけれども、その他は教育的理由ではなくて、別に教育的理由という形になって、その中で言いますと、例えば最終学年のときに家が移ったので、そのまま転居先ではなくて残りたいですとか、それから転居先の学校に行くよりも転居先の住所が近隣の隣接の学校のほうが近いので、そっちのほうに変更したいですとか、あとはいじめですとか、部活動ですとか、そういったような形になっております。

○松田委員

近いということで認められるということだったと思うのですけれども、その場合、先ほど言った統合の関係で、自分の指定校はここだけでも近い学校に行きたいということであれば、理由として認められるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

指定校よりも今住んでいるところから指定校ではない学校のほうが近い場合には、現在の指定校変更の要件にございますので、それは認められるという形になってございます。

○松田委員

それで、学校再編成の懇談会に当たり、いつも特に議題に上るのが、本来通学しなければならない学校に希望する部活動がないときというのがあるということでしたけれども、私自身非常に恥ずかしいのですけれども、部活動

が指定校変更の理由になるということを知ったということもあります。ただ、懇談会でそういう質問があったときに、これは国がきちんと認めていることであるという御回答をいただいて、私も調べましたら、やはり国も部活動が理由に当たるとしていることがわかりました。

それで、先ほど全体的な流れだったのですけれども、小樽での部活動における理由で指定校を変更したという件数というのは、それ自体で押さえているものでしょうか。

○（教育）学校教育課長

部活動等ということでは押さえております。

○松田委員

押さえているということですか。

○委員長

件数で聞いているのでしょうか。

○松田委員

はい。

○委員長

件数を教えてください。

○（教育）学校教育課長

部活動等ということで、平成23年度は中学校で言いますと54件と現在押さえております。

○松田委員

平成22年度はどうだったのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

平成22年度では中学校部活動等では33件という形でございます。

○松田委員

この部活動というのは、ほとんど恐らくスポーツ系の部活動ということだと思っておりますけれども、この指定校変更で部活動によるということは、ただ申出だけで、申請書に部活動がということでの理由で受けられるのか、それとも客観的に、例えば小学校のときにこういう少年チームに所属していたという裏づけだとか、そういったものはあるのでしょうか。ただ、したいからということでの申請で許可が出るものなののでしょうか。

○（教育）学校教育課長

例えば、小学校でサッカー少年団に入っていましたので、中学校でもサッカーを行いたいと。ただ、指定する学校にサッカー部がないということなどで、部活のある学校に変更したいという形で理由は伺っております。

○松田委員

ということは、客観的なそういう証明がなくても、申出だけでこういった形でできるという。例えば、今少年サッカーチームに入っているという方はいますけれども、自分が今までそういうことはしたことがなかったけれども、中学校でぜひしたいとした場合にも申請はできるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

例えば本当に少年団をやっていたのかという、そこまでの確認はしておりません。あくまでも保護者の申立てによりまして書類のほうは受け付けております。

○松田委員

それで、先ほど質問が出ていたと思っておりますけれども、入学者が少ない小規模校では指定校変更でさらに入学者が減少するということは、深刻な問題だというふうにとらえていると思っておりますけれども、それで、もう一回確認なのですが、先ほどの塩谷中学校の例ですけれども、部活動を理由にした指定校変更について、実際に部活動を行

っているか調査し、行っていないのであれば、塩谷中学校に戻すべきだとの意見もあったと。これに対して教育委員会はどのように回答したのか、もう一度確認させてください。

○（教育）学校教育課長

例えば、部活動等で指定校変更した後に、何かの事情で部活動を行っていない生徒がいた場合に、もとの学校というお話ですけれども、実際に入学した後に、何らかの事情で申請時の部活動を行わなかったということに対して、元の学校に戻すということはしておりませんということをお話したいと思います。

○松田委員

これはほかの例で、例えば地理的要因とか、居住に関する理由とかということで、その申請理由が消滅したときに、従前本当は自分が通わなければならない学校に戻すというようなことというのはあり得るのでしょうか。

○教育部長

指定校変更については、申請書によって、その事由について判断をさせていただいております。必要に応じて、例えば部活ということ言えば、小学校のときにどのようなスポーツに対しての、あるいは文化活動に対しての親しみ方というか、やっていたのかとか、あるいはその楽器をいじっていたのかと、そういうヒアリングをする場合もあります。それ以外にもいろいろな事由で、転居を予定しているということになれば、いつぐらいにその新しい住所に引っ越す、うちを新築するという前提などになりますけれども、それは終期といいますか、変更の期間のめどというのも立ちますので、それを申請書に書いていただく。それが実際にその時期になったら果たしてそういうことがあったかどうかについては、逐一チェックはしてございませんけれども、折りに触れて、学校に話を聞く場合もあります。

それから、部活動については、一応そういう熱い心で中学校に進学したと。それが何からの事情で続けられなかったということであれば、では逆にそれを強制的に本来の学校に戻すということも、もう実際に子供たちは、そこで学校生活の基盤をつくっているわけですから、それを強制的に戻すということは、果たして教育的によろしいかどうかということについては、十分吟味をしなければならないというふうに考えておりますので、そこまではやっております。

○松田委員

それで、先ほどの資料によりますと、祝津小学校では、平成24年度の新入学生4名全員が指定校変更をしたという報告がございましたけれども、その理由というのは、指定校変更基準のどこに当てはまる方だったのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

要綱の変更基準の中では、4番目の家庭事情に関する事由という形でお話は聞いてございます。

○松田委員

祝津小学校につきましては、昨年度も新生がいなかったという報告がありましたけれども、もともと新生がいなかったのか、指定校変更によりいなかったのかということについては、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

昨年度、入学通知の発送については、祝津小学校は3名ございましたけれども、結果として指定校変更で入学者はいなかったという形になってございます。

○松田委員

家庭の事情ということで、詳しくは聞きませんが、それで先ほど言いましたとおり、指定校を変更したことによって、人数が減ったことによって、学級編制数が変わった、本来では3学級必要だったのが2学級になったとか、2学級が3学級になったとかという、そういった変動があったケースはありましたでしょうか。

○（教育）学校教育課長

全体的に指定校変更によって、学級数が変わったということはありません。

○松田委員

先ほど何度か問題になっています就学指定校の変更については、もちろん再編成だけよっての問題ではなくて、いろいろ教育の課題があって変更基準があると、これは国も認めているということですので、これについてはまたいろいろとあると思いますが、よろしくお願ひします。

◎通学路の安全性について

次に、通学路の安全性について質問させていただきます。学校の再編成に当たり、保護者が一番心配するのは通学路の安全性の問題であります。学校の再編成となれば、統合される側の児童・生徒のほとんどが通学経路の変更に伴い、今までより通学距離が長くなり、時にはバス通学を余儀なくされ、なお一層安全確保が重要になります。小樽市内では、小学校は2キロメートル、中学校は3キロメートル以上になると、スクールバスだとか、バス代補助など、通学支援の措置がとられるわけですけれども、国としては、小学校、中学校の通学距離は何キロメートル以内というような許容範囲というのは決まっているのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

国では、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令の中に、「適正な学校規模の条件」ということがうたわれておりまして、この中では通学距離について、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であるというふうには書かれております。

○松田委員

小学校4キロメートル、中学校6キロメートルというふうになると、やはり塩谷・忍路方面は10キロメートル近くなるということが、皆さんが心配することだと思うのですが、それでまた忍路中央小学校、忍路中学校の懇談会の折、塩谷・忍路では、今、防災事業の関連もあり、通学路の状況を把握するために、実態調査を行う必要があるのではないかという質問がされたというふう聞いております。教育委員会としては、実態調査を行いたいというふうに答弁されたように報告されていますが、その実態調査は、いつごろ行う予定なのか、その予定については、決まっているのでしょうか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○教育部副参事

忍路の懇談会で、通学の安全について実態調査をしないのかというお話がございまして、通学路の安全確保というのは大事だと、そういう観点から、今日の報告にもあるとおり保護者や地域の皆さんの協力をいただきながらやっていきたいという話はいたしましたけれども、現時点でいつやるというところまでは、まだ考えてはございません。これからPTAと相談させていただきながら考えていきたいと思っています。

○松田委員

その調査については、しっかりやっていただきたいと思ひますし、今は塩谷・忍路方面の実態調査ということでありましたけれども、それ以外、この地域以外でも実態調査を行う予定、また、していただきたいというような要請というのはありますでしょうか。

○教育部副参事

直接そういう問い合わせはございませんけれども、ただこの間、先ほども小貫委員の御質問の最後に、若竹小学校の保護者、地域からそういう安全の要望というのをいただいております。その中では、私どもがその道路状況など現地を見て、そういうことも適宜やっております。また、統合に向けて、花園小学校・量徳小学校の保護者は、それぞれが歩いて、こういうところに危険があるのではないかということで、私どものほうにも改善要望などもいただいておりますので、そういうことは、適宜進めていくつもりです。

○松田委員

私も何か所か懇談会に出席しており、また祝津小学校・高島小学校の懇談会でも通学路、通学距離の問題もありました。また、先ほど統合になった花園小学校等でも、ここには見守りが必要だとかというような形で、保護者が

安全マップを作成するなど、どこの学校でも通学路、やはり子供たちの安全を確保するということが、私たち大人にとって、また教育者にとって大事なことだと思います。子供たちの安全面を最優先するために、また関係機関との調整にも力を注ぎ、再編成を進めていただきたいというふうに思います。

◎跡利用について

最後に、跡利用について質問させていただきたいと思います。

素案では、学校再編成で閉校した後の跡地の利用については、「市や地元の関係者などからなる懇談会を地域ごとに開催し」というふうになっておりますけれども、これは具体的にどのような単位で行うのか、例えば再編成のそのブロックごとなのか、また今までの学校の校区ごとなのか、これについてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

御質問のありました素案に書いております地元関係者との懇談会の範囲、今、御質問では単位ということがございますけれども、その範囲は、委員が言われましたように、あくまでも閉校となる学校の校区内にある町会の方を対象にしたいと今考えております。それにあわせて、学校の P T A 関係の方、校友会の関係の方という範囲で、現在考えております。

○松田委員

この跡利用の懇談会を開催するのは、どこの学校でも行うのでしょうか。それとも避難所として残すものを含めて、全学校に対してのその跡利用の懇談会というのは、やるものなのでしょうか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

この学校跡利用の懇談会につきましては、あくまでも今回の再編に伴い、統合校となるところは、学校として存続いたしますので、これはありませんけれども、統合校以外で、再編に伴い閉校となる学校については、すべての学校で懇談会を設けて、地元の方々と話し合うということになっております。

○松田委員

それで、跡利用の懇談会を開催する時期というのは、いつごろを想定しているのでしょうか。例えば、統合が決定し、まだ閉校は決まっていなくても、統合協議会が発足したら跡利用の懇談会を開催するのでしょうか。その開催時期というのは、どのように考えておりますでしょうか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

この懇談会の開催時期についてですが、あくまでもこの懇談会につきましては、再編に伴い閉校が決まった後に、地元の方々と跡利用について懇談をするということです。閉校が決まった後に行うということで御理解ください。

○松田委員

それで、若竹小学校につきましては、もう既に来年 3 月で閉校するということが決まっております。その場合、若竹小学校の跡利用の懇談会というのはいつ開かれるのか。それについては、もう既に大体こういう時期というふうにして決まっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

若竹小学校の閉校にかかわる懇談会についてですけれども、現在、まだ日にち等々を決めているわけではありません。ただ、今回、当委員会でも学校跡利用の基本的な考え方の案を示させていただいておりますので、今後できれば新年度の早い時期には、あと閉校まで 1 年ですので、若竹小学校の関係の町会及び学校関係の方と懇談会を持ちたいというふうに考えております。

○松田委員

その懇談会は未定ということですが、開催の周知については、どのような形で予定されていますでしょうか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

懇談会の周知についてですけれども、先ほど申し上げましたその対象となる方々ということで、地元の各町会の

方、学校の P T A の方、それと学校の校友会ということで、現在考えておりますので、それにつきましては、閉校となる学校に名簿などで教えていただくなり、あと地元の町会については、市でもその対象となる校区について押さえておりますので、まずはそれぞれの代表の方に御案内して、その中で、それぞれのところから代表を出していただくような、そんな形になろうかと思います。

○松田委員

それで、跡利用につきましては、公共的なものを使うのか、または、先日の新聞報道によりますと、その跡が、例えば介護施設になったとか、いろいろな事例も載っていました。そういったことで、今後地元に残っている人も、この跡がどのように使われるのだろうかということは、大変考えていることだと思っておりますので、しっかり皆さんと話し合いながら、跡利用については検討していただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

○千葉委員

◎新年度の懇談会について

私からは、まず新年度の懇談会の進め方について、お伺ひしたいと思います。

この再編計画も平成20年度にその考え方ができてから、足かけ4年目になるのですけれども、各地域で懇談会が行われていた経緯があります。

先日、ある懇談会に参加させていただいたときにも、保護者からは毎回出席しているけれども、同じような説明に終始しているふうに見受けられるということで、やはり新年度からは、今までのその考え方ですとか、前回の懇談会の内容等の報告が最も必要だと思いますけれども、さらに一步踏み込んで、このブロックまたグループでの形というものは、こういうもので考えているということをしっかり示していただかないと、なかなか話も進んでいかないのかなというふうに感じました。それで、24年度の懇談会の進め方についての考え方について、お聞かせ願ひたいと思います。

○教育部副参事

この間、先日の懇談会の中でも、今いただいたような御意見がございました。一つ考えられるのは、まずは私どもがいただいた御意見で課題となっているもの、そういうものに対して、しっかりとした教育委員会の考え方を持って、地域に示して、また話し合いをしなければならぬだろうというふうには思っております。ですから、そういう段取りをもう少し丁寧に情報提供しながら話し合いをしていきたいというふうには思っています。

ただ、現段階で、いつの段階でどこの地域というのは、まだ現状を検討しているところでございますので、これからその辺を調整しながら進めていきたいというふうには思っています。

○千葉委員

プランが数々示されておまして、一定程度絞った形で、提案型の懇談会にしていくというふうにとらえてよろしいですか。

○教育部副参事

確かにプランを複数持っていて、その中でということになってはいますが、この間もプランとしてはこうであったけれども、一昨年の懇談会を踏まえて、私たちとしては、これが適切として考えているのだということで話をしているつもりではありますけれども、その部分がしっかり伝わっていない。であれば、そこを解説して伝わるようにしていきたいというふうには思います。

○千葉委員

今回の塩谷小・中学校の陳情ですけれども、私も塩谷に住んでいたことがあって、地域事情を若干わかっているつもりなのですが、やはり小・中学校というのは、本当に地域にとって大切なコミュニティの場所であるという観点から、非常に地域の思い入れというのはあると思うのです。先ほど陳情者の方からもお話があったように、小樽

市全体の再編としては一定程度理解ができる。ただ、その後の子供たちのかかわりなどが、どういうふうになっていくのかも不安があるということもあって、実際に塩谷の方たちにとってみれば、長橋に統合になった後、では子供たちと自分たちの地域とのかかわりがどうなっていくのかということ非常に不安があると思うのです。その辺についての考えなどは、現時点でどのように思っているかについてお聞かせ願えますでしょうか。

○教育部長

千葉委員につきましては、改選前の当委員会からずっといろいろな御意見をいただいております。先ほど足かけ 4 年というお話でございましたけれども、考え方のときからを含めると、今年で足かけ 5 年になりました。そういうことで言いますと、副参事が申しましたように、今度は、より各論のほうに、具体編に入っていくというようなことでもあります。

地域住民との部分でございますけれども、やはり学校の小規模化に伴う再編の必要性については、地域住民の方と共通理解を深める、そういう説明に努めることが極めて必要だと思います。あわせて、現在、地域の方々にいろいろな形で学校への支援ということをお願いしていただいております。そういう意味も含めまして、学校と地域の新しい学校での連携の姿、そういったものも考えながら、今後のその新しい学校づくりの一つの形としても、地域の方と話をしていきたいというふうに考えております。

○千葉委員

この地域に関しては、少し再編の時期が延びた感がありますので、ぜひその辺は、今後丁寧に進めていただきたいというふうに思っております。

◎西陵中学校について

次に、西陵中学校の問題なのですけれども、前回の意見交換会に参加させていただきましたけれども、さまざまな御意見がありました。

一つ気になっていたのは、やはりその学校再編のそもそもの目的というのが、とにかく子供の教育を第一に考えたときに、このままの学校配置規模でいいのかということから始まったというふうに私自身も認識しておりました。その中で、本当に子供にとってよりよい教育環境づくりをしていこうということで、この計画が練られました。そういった観点で、まず、ではどういう配置が必要か、どういう規模がいいのかと、いろいろな議論があったと思うのですけれども、西陵中学校の方々にとりましては、前提として教育委員会がおっしゃったことは、その教育環境を整えるプラス現在有効に使える学校も使っていきながら再編を進めていきたいという前提があるということがあって、とするとこの中央・山手地区の松ヶ枝中学校の件は、非常に耐震化の優先度が高いということもあって、最上小学校を改築して松ヶ枝中学校を移転することなのですけれども、これはすごく優先度が高いのでそういうのはわかるのですけれども、そもそも緑小学校の新築が六、七年かかるというところで、そうすると結局、それ以上に松ヶ枝中学校の移転に時間がかかってしまうということを考えると、保護者からも意見が出ていましたけれども、では今、松ヶ枝中学校にいる生徒を菁園中学校なり西陵中学校なり、そういうところに行くプランは、どうして考えられないのかということもあると思うのです。先ほどそういうプランを考えていないというふうには御答弁されていましたが、そもそもその松ヶ枝中学校の生徒の安心・安全を考えたときには、そういうプランをぜひ提示していただきたいというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○教育部副参事

耐震等々の課題があるといえますか、そういう心配のある学校についてのお話でございましたけれども、まず、この間のやりとりの中でもう一度確認といえますか、あるのですが、一つは私どもの考えたプランの中で、緑小学校と松ヶ枝中学校の施設の老朽化に対応していかなければならない。その中の考え方として、統合新校、小学校を建てて、そのあいた校舎に松ヶ枝中学校を持っていきたいと、そのような考えで話をしております。ただ、それは改築といえますか、今、必要な教室等々の改修をして使っていきたいという考えがございます。

後段でございました、松ヶ枝中学校の生徒をそれぞれ振り分けて考えられないかという部分につきましては、懇談会の中では、そういう意見がございましたけれども、先ほど申し上げたとおり、短期間の中で生徒が移動を繰り返す、そういう中では難しいだろうということで考えております。

○千葉委員

そもそも松ヶ枝中学校を耐震化のほうに振り分けるというものではなくて、菁園中学校と西陵中学校を残す場合に、適切な学校規模、そういうものに当てはめたときに、どういうプランができるのかということは、示していただきたいというふうに思うのです。

ぜひその辺は考慮して、その上でいろいろな問題があったり、また地域の方から実は菁園中学校にとってはこういう問題がある、また松ヶ枝中学校の方にとっては、それがいい、悪いというのは、その上で判断をしていただいて、そのブロックとして話し合う土台づくりのものとして、プランをぜひ考えていただきたいというふうに思っています、一言、御答弁いただいて、私の質問は終わりたいと思います。

○教育部長

中央・山手地区のプランについては、プラン 5 までプランをつくっております。先ほども触れましたけれども、この五つのプランの中では、通学区域ということでプランを分けているわけですが、統合校の位置として、現在の菁園中学校にした場合、現在の西陵中学校にした場合、現在の松ヶ枝中学校にした場合、それから現在の最上小学校にした場合ということで、パターンという言い方でつくっております。そういった中で比較をして、一つの適切な場所ということで、プランの中では整理をさせていただいております。議論もございますので、新たなプラン、あるいは新たなパターンになるかはわかりませんが、違う角度で、そのプランは見たいと思いますが、基本的には、やはりこのプランの中で検討はされているというふうには思っております。

（「よくわからないね、だめだ」と呼ぶ者あり）

（「苦しいよね」と呼ぶ者あり）

全くその検討をしないということではないですが、新しいプランになるか、そのパターンをもう一度詳しい条件などを比較するかについては、考えてみたいと思います。

○千葉委員

わかりやすいもので、ぜひ検討していただければと思います。

○委員長

よろしいですか。そうしたら要望ということにします。

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木（秩）委員

◎学校の跡利用について

一つ目に学校跡利用の基本的な考え方（案）について伺います。内容について見せていただきました。この中身で何点か確認をさせていただきたいことがありましたので、お答えをお願いします。

一つ目、3 番の基本的な考え方の中の（1）従来の利用に配慮しつつ、代替施設の有無や建物の耐震化等々あって、十分検討した上で、公共施設としての利活用の可否を検討するというふうになっています。

それから（2）で、将来的に公共的な需要が見込まれない場合で、とありますが、この両方に当てはまらない例がありまして、どういう例かという、公共施設としての利活用が否と判断された場合で、それでいて（2）の将来的、公共的事業が見込まれる場合、その場合については、どういうふうなことにするのか。

そここのところは、建物は残せないというふうに判断されたけれども、そこには実はその地域のために公共的な事業施設は必要なのだと、残せないけれども、壊さなければならないけれども、必要なのだという場合は、どういう

ふうにされるつもりですか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

御質問は学校跡利用の基本的な考え方（案）の（１）、（２）にかかわる部分だと思います。それで、（２）の上に、将来的に公共的な需要が見込まれない場合と、以下ずっと書いてありますけれども、ですから（２）でこう書いているところの逆、将来的に公共的な需要が見込まれる場合というのは、当然（１）に戻って、（１）の中で、その公共施設、将来的な需要も含めて考えていくこととなります。

○佐々木（秩）委員

いや、そうでしょうけれども、私が言いたいのは、その建物が例えば耐震改修化の経費がかかりすぎる。さらにはもっと言うと、耐震性から言ったらもう壊すということになっている学校もあるわけですから、そうなったときに建物がなくなるということですね。だけれども、そこには地域にとって必要な、例えば防災のための施設が要るのだ、コミュニティの施設が要るのだということになった場合、どうするかということです。新設するのですか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

今の御質問のことですけれども、学校跡利用ということで、私どもの基本的な考えでは、今、委員から最後に言われました新設といいますか、学校の建物を壊して新しいものというのは、現在の財政事情からして、ちょっと考えていないところであります。ただ、先ほどの繰り返しになりますけれども、あくまでも（１）のところで示しておりますように、必要なものについては、これを判断して、委員の御質問のところは、お金をかけてでもということだと思っておりますけれども、必要だと、残していくのだというものに関しては、お金をかけて残すということは、考えられると思うのです。

○佐々木（秩）委員

その地域にとって必要なものというのはあると思いますので、その判断を誤らないようにお願いしたいと思います。

これは建物のことを前提としているようですが、もし建物が維持できないということになっても、例えば公共的なその建物がなくなった状態で、公共的な土地として活用できる場合も含まれるのでしょうか。例えば、そのグラウンドを活用するか、そこを公園にするだとか、そういうことも含めての話ととらえてよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

今、委員の御質問にありました建物が老朽化して更地になった場合、その土地の利活用についても、当然、跡利用の中で、土地としての利活用ということで検討して考えていくというふうに考えております。

○佐々木（秩）委員

続けて、（２）の将来的に公共的な需要が見込まれない場合で、民間等によるということで、民間等による利活用が地域の発展や本市のまちづくりに寄与すると考えられる場合というのは、そこを民間に売却してもいい理由というふうになっていますけれども、その場合というのは、具体的にどのように考えて、どの程度の範囲と考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

というのは、心配されるのは、民間の利活用がまちづくりに寄与するということですが、例えばマンションを建てれば市民の住むところにもなるわけですし、ということを考えれば、いろいろなことを含めてしまえば、大体民間にそこを売却する理由に何でもなってしまうのではないのかと。よほど公序良俗に反するもの以外はですね。となれば、その制限がなくなって、地域の方の意に反するような売却が行われるというような可能性が出てきてしまう心配があるものですから、その範囲と、まちづくりに寄与するところを非常に限定的に考える必要があると私は考えるのですが、その範囲について教えてください。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

まちづくりに寄与する範囲ということで、今この場でその範囲というのを示すことは、なかなか難しいと思うの

ですけれども、ただ跡利用に関して、先ほどの御質問の中に地域の意に反してというようなこともありましたけれども、そうではなくて、まずは地域の方と話をして、その中でこの（１）、（２）の書き方というのは、地域の皆さんとの相談をしながら、まず（１）で公的な利用について十分検討をすると。それでもなかなか利用についてない場合についてはということです、あまり考えないで民間に売却ということを考えているわけではないということ御理解ください。

○佐々木（秩）委員

住民の皆さんの意に反して、それが行われることはないというふうに理解をさせていただきます。

さらに続きのところですが、最後のほうになります。「このため市の地元関係者などからなる」とあって、「地域の特性や課題に考慮しながら、市全体の発展や市民全体の利益につながるよう学校跡地の利活用について検討します」となっています。私がつ心配なのは、こここのところで、跡利用のときには地域のために、というふうになりつつ、全市的な視野とか市民全体の利益とかというふうに、二つの価値観が並んでいるものですから、これを並べたときに、まさか地域のためには要るけれども全体のことを考えたら、そこは売ってしまうとか、そういうように全市的のほうが優先されてしまうというようなことになってしまうというようなことだと、先ほどのところと反してくるのではないかとというふうに考えるものですから、この地域の視点と、全市的な視野との二つの視点の関係についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

御質問にありました地域の視点と全体的な利益ということですが、あくまでもこの基本的な考え方のつくりと申しますか、学校の跡利用に関しましては、地域の方々の意見を十分聞くと、そしてまた地域の方々の要望も受けながら考えていきます。ただし、それが、言葉は悪いですが「地域エゴ」ではないですけれども、一地域のためだけのもの、例えばほかに施設があるのに同じような施設、こここのエリアだけで使うというようなことは、市全体のことを考えれば、よくないという意味で、地域の意見を十分に聞きながら、それでも市全体という意味を込めて書いたものということ御理解いただきたいと思います。

○佐々木（秩）委員

そここのところは間違いのないように、よろしくお願いします。

◎緑小学校・松ヶ枝中学校の耐震性について

二つ目です。先ほどから委員の皆さんが取り上げられている中に、緑小学校の保護者から緑小学校、松ヶ枝中学校の耐震補強が行えないのであれば、しばらくの間、耐震性が確保されている隣接する学校に振り分けることはできないのかという質問に対しては、基本的にはそれはしないのだという御答弁がありました。確認させていただきますが、緑小学校、松ヶ枝中学校、手宮小学校もそうですけれども、優先ランクでは①－４番ということになっていきますけれども、数字の中では、ざっと並んでいた学校の中では一番の優先度、これについては、もうとにかく耐震補強工事はしなくて、壊すことを原則にするのだというお話がありましたけれども、この耐震化優先ランクのほかに具体的に耐震工事する学校は、0.何ぼとかという数字が出ていましたけれども、これらの学校については、その具体的な数字というのはありますか。

○（教育）総務管理課長

先ほどの数値というのは、I s 値ということで、建物の耐震性というか、そういうものを表す数値で、0.7あれば大丈夫だという数値なのです。それは、耐震診断しなければわからないということになります。先ほどの優先度ランクにつきましては、コンクリートの強度というか、そういったものを参考にしまして、あと建てた年度とか、そういうものを加味して優先度というのを決めております。

○佐々木（秩）委員

たしか本年工事した長橋中学校などは、その数値が0.4何ぼというふうに記憶していますけれども、その辺の数値

は間違いないでしょうか。先ほど0.7という数値がありましたけれども。

○（教育）総務管理課長

長橋中学校については、平成21年度に耐震診断をしております、耐震診断結果は0.24から0.63までございました。教室管理棟が0.24、教室棟が0.42、屋内運動場が0.63ということで、それで御存じのとおり昨年度から本年度にかけて、耐震補強、大規模改修ということでやっております。

○佐々木（秩）委員

それで、長橋中学校の一番古い部分が建てられたのが昭和47年、緑小学校の一番古いところが昭和45年ということ、その学校の建て方などにもよるでしょうけれども、そこよりもその数値は低いことはあっても高いことはないだろうというふうに予想されますが、その学校がこの後少なくとも6年間、このままの状態が残っていくのですね。そしてさらに、前回の当委員会で、指摘させていただきましてけれども、緑小学校には、アスベストが残っています。緑小学校に残っているアスベストの量というか、規模というか、それはどれぐらいというふうにとらえていますか。

○教育部長

ちょっと端数までは数字を持ち合わせていないのですけれども、2,480平方メートルぐらいというふういうに記憶をしております。

○佐々木（秩）委員

部屋数というか、教室数で言うと、たしか30室以上、39室ぐらいのはずです。というのは、緑小学校の場合は、ほとんどの教室にアスベストが残っていて、それに囲い込み工事が行われている状態です。そこに、耐震の強度がそのレベルであって、果たして児童の安全が守れるのかどうか。一般質問で私は、頼むから防じんマスクを設置してくださいというふうにお願いしましたが、それも必要なしという御答弁でした。

（「設置すると言ったよ」と呼ぶ者あり）

違いましたか。

（「検討すると」と呼ぶ者あり）

検討していただくと、失礼しました。検討していただけるということなので、済みません。そのところは、どうなるかということですので、今回ハザードマップが出ました。そこで、この状況の緑小学校について、ハザードマップにあるような、津波が来る規模の地震が来たときに、果たして大丈夫なのかどうかということについては、いかがでしょうか。

○（教育）総務管理課長

ハザードマップのほうは、津波の部分でございますが。

○佐々木（秩）委員

どんな規模の地震が来るかということが書かれていましたけれども。

○（教育）総務管理課長

震度5弱のもの、例えばたなから物が落ちてくると、そういった部分については、大丈夫だというふうにご考えているのですが、震度がそれ以上の部分につきましては、やはりもし損害があれば直ちに退避するというようことで考えればよろしいかというふうに思います。

○佐々木（秩）委員

先ほど、質問の中で、非構造部材については、安全性を確保する取組などを考えていますという御答弁もありましたので、その辺のところは考えておられるのだとは思いますが、私として、今のこういう状況の中で、先ほど振り分けはしないという御答弁、何回も転校をしてしまうことがというお話がありましたけれども、6年間ですから入ったら卒業ですよ。そうしたら何回も転校しないで済むということも考えると、振り分けは無理なのか

どうかということが一つ。

それからもう一つは、先ほどから指定校変更の話が出ていますけれども、この安全を確保するために保護者の判断で、子供の安全確保のために指定校変更はできるのかどうかという点、二つ。

○教育部副参事

振り分けの問題につきまして、確かに小学校 1 年生で入って 6 年間となれば卒業式とかということになりますけれども、ここの小学校だけではなく、中学校の関係等というのがございまして、その中ではちょっと難しいだろうというふうには考えています。

○（教育）学校教育課長

指定校変更のことをございますけれども、現行の要綱の中には、そういういわゆる学校環境といえますか、そういうことでの理由についての変更理由ということは設けてはございません。

○佐々木（秩）委員

先ほど松田委員が全部項目を挙げてくださいましたけれども、その中の最後にその他の理由というところがありましたし、それからこれがそこに当たるのかどうか微妙なところだとは思いますが、今回のいろいろなこの再編については柔軟に対応するという部分がありましたけれども、そういうところでの対応はいかがなのでしょう。

○教育部長

学校指定の変更については、先ほど来話していますように、要綱を定めて要件を特定しております。基本的には、文部科学省で示している例示を 100 パーセント小樽市でも採用しているということをございます。現在、文部科学省では、そういう災害を想定した指定校変更の事由は挙げられておりませんので、市教委としても、そこまでは考え至ってございません。

○佐々木（秩）委員

それでは、ほかにどういう事由があつて、その他ということがこの理由の中に示されているのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

現要綱の中でのその他につきましては、既に兄弟等が学校に行っているの、兄弟と一緒に就学したいということですか、あとは町会ですか、子供会などが他校の校区に属しているの、その校区への就学を希望したいというような理由になっております。

○佐々木（秩）委員

柔軟な対応の中に、こうした理由による場合は入りませんか。

○（教育）学校教育課長

先ほど部長から答弁いたしましたけれども、現在の文部科学省の例示等を含めた形で、事例に合わせた形で要綱を作っておりますので、現在そのようなことは考えてはございません。

○佐々木（秩）委員

自分の子供を守ろうと、この学校では、どう考えても危ないのだという判断をしたときに、それではこの学校にはやれないと思うのだけれども、そのことをまっとうな理由にして、ここの学校ではなくて、こっちの学校に行きたいという保護者の希望は、それでは、いや、それはだめですと、決まっています、その理由は受け付けられませんので、緑小学校に行ってくださいというふうに言われるということでしょうか。

○教育部長

学校耐震の関係をございますけれども、緑小学校あるいは手宮小学校、ほかの学校もございますけれども、優先度調査をやつて、その中で①－4 という評価になってございます。①ということですから②、③、④まで続くわけですが、いずれにしても文部科学省が示している一つの目安の I s 値 0.7 を下回る学校ということをございます。そういうことからいうと、激震災害、その頻度にもよると思えますけれども、やはり学校施設としては、将来

に向かってなるべく早く改修をしていかなければならないという施設であることは確かであります。今回、学校再編に伴って施設改修を進めるというような考え方を基本的に持っていますので、1 年でも早くそれが実現できるように教育委員会としても考えてございますので、学校耐震の事業については、そういう考え方で、これからも当たっていききたいというふうに考えております。

○佐々木（秩）委員

一つだけ。今、I s 値がこの学校は下回るといふ御答弁があったけれども、先ほどの御答弁では、緑小学校は I s 値をはかっているのですね、違いますか。

○教育部長

流れでそういうふうに言ってしまいましたけれども、優先度調査という段階で、次の耐震診断に進むべきものということで、優先度調査が決められておりますので、経験的に言うと、文部科学省の I s 値が低いだろうという想像はできるだろうということで話をいたしました。

○佐々木（秩）委員

建っている年度からいっても、Is 値が目安を上回るとはちょっと思えないところがあります。私が一番聞いたかったのは、地震は 7 年、6 年、学校が建って新しくなるのを待ってくれるかどうかはわからないわけですよ。明日来るかもしれないわけです。そういったときに、この学校は危険だ、だからもう保護者の判断でここには行かせられないとなったときに、部活は理由になるけれども子供の安全を考えた保護者の判断は理由にならないというのは、何か筋が通らないような気がするものですから、少しその辺のところは今後考えていただかなければならないと思っています。

◎スクールバスについて

三つ目です。スクールバスの関係で話を聞こうと思ったのですが、いろいろとお話を聞いて、それから塩谷小・中学校の陳情の中にも出ていましたけれども、通学について心配をする御意見がどこのところからも非常に多いと。特に通学距離の長さ、それから危険回避、安全確保のためにスクールバスを市教委も使われるということで上げていますけれども、今回陳情を上げている塩谷小・中学校の場合、長橋小・中学校まで通学距離が 7 キロメートル以上にも及ぶというふうにおっしゃっておられるようですけれども、具体的に長橋小・中学校へ塩谷地区に住んでいる児童・生徒が通う場合の通学方法はどのような方法をとるか、もう一度お示してください。

○教育副参事

先ほど来言っているとおり、小学校と中学校でスクールバス対応又は路線バスということで考えてございますけれども、中学生の場合ですと、路線バスでお願いしたいという話をこの間も懇談会でもしてございます。

距離の関係でいきますと、例えば塩谷駅付近からですと、長橋中学校までは 5.1 キロメートルくらいになると思います。それで、考えられるのは、子どもとしては路線バスですから、塩谷駅のところから国道まで降りてきていただいて、国道のバス停からバスに乗っていただいて長橋中学校の前までと、こういうような行程を考えています。それ以外にも文庫歌のほうとなると、国道まで出ていただいて、そういう想定で考えていると、この間話をさせていただいております。

○佐々木（秩）委員

私も塩谷のほうをうろうろしていますけれども、丸山のふもとのほうの塩谷 4 丁目の地域にも、結構家があって子供がいらっしゃると思うのですけれども、あの辺だときっと 7 キロメートルまでいくかどうかだと思うのですが、例えばそちらのほうも小学校については、スクールバスを回して運行するという予定でしょうか。

○教育部副参事

まず、丸山の下あたりからの距離ということがございましたけれども、地図上ではかった部分でございますけれども、丸山下に会館があって、その付近からですと、もちろん国道経由になりますが、長橋中学校までは約 5.3 キロ

メートルというふうになっています。長橋小学校ですと、もうちょっと延びますので、1 キロメートル弱延びるかと思っておりますが、この間、保護者とスクールバスについての話合いもさせていただいておりますけれども、基本的にはこれまでの経緯等々もある中では、スクールバスはドア・ツー・ドアではないですという話をしています。ですから、一定の場所に集まっていただいて、これまで銭函小学校、長橋小学校で使っているのは、それぞれのバス事業者のバス停がございますので、そういうようなところを起点にして考えています。ただ、その中で、そういう対応が果たしているのかどうかということを保護者から投げかけられて、話し合っていかなければならない課題だろうというふうには押さえています。

○佐々木（秩）委員

塩谷のほうでもポイントをつくってということですが、要は国道よりも駅側のほうをずっと回るという計画で今のところいるというふうには押さえてよろしいでしょうか。

○教育部副参事

現時点では、中のほうまでバスを入れるという考え方で説明はしてございません。

○佐々木（秩）委員

そういうところも含めて、たぶん地域の方も不安を感じていらっしゃるのかなとは思っています。これは塩谷に限ったことではないですが、中学生にしても、バス停から自宅までの間に、例えば部活をやった帰りに暗い夜道を、あの峠を一つ越えていかねばならないという状況が、今のこういう世の中ですから、不審者その他もあって、きっと保護者が大変心配されているだろうと思います。そういう部分をぜひ酌み取って、その計画をつくってほしい。スクールバスの利用も例えば中学生はどうなのかというようなことも含めて、お願いをしたいと思います。

塩谷に特化した話はここまでとさせていただいて、スクールバスの話にさせていただきたいのですが、今お話があったように、スクールバスというものが現在も使われているところがあるというふうに聞いていますが、その使われているスクールバスが日中使われない、登下校の時間以外のところで、学校で活用されている事例があるというふうに聞いていますので、その辺のところはどういう状況なのかお示してください。

○（教育）学校教育課長

今、小学校にスクールバスを实际配置しておりますけれども、スクールバスの事業を委託している学校が銭函小学校と長橋小学校となっています。ここにつきましては、实际、登下校についてのみのスクールバスの配置という形になっています。それともう一つ、1 台につきましては、市教委で所有しておりますマイクロバスがございますけれども、これは昨年度までは忍路中央小学校に、いわゆる桃内小学校廃校のときに通学の支援ということで、マイクロバスを配置しましたけれども、こちらにつきましては、当面桃内地区から忍路中央小学校に入学する児童がいないということで、現在それを張碓小学校に配置しております。このバスにつきましては、登下校のほかに日中、主に午前中ですが、各学校の校外学習のいわゆる交通手段ということで、スクールバスを使っているという現状でございます。

○佐々木（秩）委員

そのスクールバスがあるおかげで、そういうふうな使い方ができるということですよ。この話をもうちょっと広げていただいて、スクールバスをこの後どのように導入していくかにもよるのですが、私の会派の林下議員が日ごろから提唱されています朝と帰りの時間はスクールバス、そのあいている時間を地域のコミュニティのバスとして活用すると。例えば地域の方が病院へ行くとか、まちまで行かなくてもちょっと買物へ出かける足にするというように活用していく。

実際に函館市の陣川地区では、地区の町会がそういうバスを運行するというので新聞報道もされていましたが、多少大変な部分はあるようではございますけれども、こういうことを小樽の地域で、例えば試行的にどこかの地区で1 台のバスを使ってやってみるということではできないのかどうかということです。本当に、これはもう市教委だけの話では

済まない話ですから、当然、市長部局を含めて、こういうことの検討をしていただければどうだろうかというふう
に考えています。どうか、そういうまちづくりの観点で、そういうバスを使うことを考えていただくように、これ
は要望です、答弁は要りません。よろしくお願いします。

◎地域懇談会の今後について

最後に、先ほどから地域懇談会の今後について、それから進め方について、各委員からお話が出ていますが、私
も一つだけ話をさせていただきます。今、私も地域懇談会になるべく出るようにして様子を見せていただいたり、
こういうふうにお話を聞かせていただいたりしておりますけれども、なかなか話が進まない、平行線であると。こ
れをどうしていけば打開できるのかというところを皆さんが考えられて、委員の皆さんも御提言をされていますけ
れども、私も一つだけ話をします。

というのは、私はやはり先ほど酒井委員からそこに保護者の方、地域の方、そして P T A の方というような、そ
ういう 3 種類の方がいらっしゃってというお話がありましたけれども、私もそういう皆さん全員に理解をいただく
ためにも、先ほどから話しているように、その地域のこの学校がなくなるとか、あるとかという話の先にあるとこ
ろ、そこのところをしっかりとその地域の方にお示しするということがやはり大事なのではないか。学校がなくな
ることによって、その地域がどうなるのだろうという不安を、もちろん教育委員会は、子供第一でということであ
えられるからその提案が先になるでしょうし、優先してということになるでしょうけれども、その先にあるもの
をしっかりと市民の皆さんに見せていく。

この第 6 次小樽市総合計画の中にもまちづくりの基本構想で、地区ごとにきちんと特性や課題を把握して、そこ
の基本の方向を明らかにしていくのだということが書かれています。そここのところから、やはりきちんと市民の皆
さんに丁寧に話をしていく。この地区には、この学校はこういう役割を果たしたけれども、今後こういうふうに変
わっていきますよ。そして、例えば先ほどから話している跡利用でこういう施設ができます。そして、バスはこう
いうふうに使っていきます。ですから、この地域はこういう発展をさせていくのだということをしっかりと丁寧に
説明していくということが、私は必要なのではないかとこのように考えます。

そこで、どこかの時期、これは時期を示すのは大変に難しいと思うのです。誤解をされる場所もあると思うの
ですけれども、どこかの時期から、今進めている地域懇談会に企画政策室だとか、そういうまちづくりについて、
きちんと話をさせていただける部局の方が、市教委とともに一緒に議論に参加して、学校のことを取り囲むその全体
像を、そのビジョンをしっかりと地域の方に説明、提言していくということをやっていくということが、先ほど委
員の皆さんから説明されていることのほかにやっていく必要があるのではないかと。私は、基本的に今のこの再編
プランを全部一から見直せなんていうことは考えてもいません。そもそもこの再編プランというのは、この第 6 次
総合計画の中に出ている地域づくりのことを基本にしてつくっておられるというのが、ここの中に出ていますから、
ですからそのことをしっかりと説明していく、そういう人の配置をどこかの時点できちんとつくっていくとい
うことをしていただきたいと考えているのですが、いかがでしょうか。

○総務部長

企画政策室でも、教育委員会がこの地域協議会や地域懇談会をやったときには、一通り、各校 1 回ずつですけれ
ども参加しまして、各校がどういう状況にあるのかということについては、我々としても一定程度理解をさせてい
ただくところですが、今後、個々具体的な案件と申しますか、そういった部分で議論になってくるでしょう。
それは、まちづくりという観点からだと思いますけれども、そういった場合で、地域から御要望があれば、企画政
策室からも職員を派遣して御意見をいただくような機会というのはつくっていききたいというふうにご
ざいます。

○佐々木（秩）委員

特にそういうところを含めていなければ、やはりこの後、話もなかなか進展せず大変になっていくと思

で、ぜひその辺のところの御協力、連携をお願いいたします。

○委員長

民主党・市民連合の質問を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

他の委員から私も予定していた質問が幾つか出ていることはいるのですが、まず、報告を聞いて質問させてもらいます。

◎地区別計画実施づくりに向けた懇談会を受けて

まず、今回の地区別計画実施づくりに向けた懇談会などの概要から、各懇談内容が示されていますけれども、市民の方、参加者の方から意見があったり、要望があったことに対して、市教育委員会が説明をしたというふうに述べている部分と述べていない部分がまちまちであるのですけれども、回答を載せている基準をお示しいただけますか。

○教育部副参事

もちろんすべてではございませんけれども、その懇談会の中で、私たちとして重要だという判断をしたものについて、その場で説明した内容については載せているつもりでございます。明確にその基準というものは、持ってございません。

○安齋委員

双方で重要であれば載せているということではありましたが、先ほど各委員から質問がありましたが、6 ページの上から 2 段目のところですが、緑小学校・最上小学校保護者・地域との懇談会で出た、松ヶ枝中学校は耐震が必要なので、耐震補強を行わなければ、しばらくの間、耐震性が確保された隣接する学校に児童・生徒を振り分けることを考えてもいいのではないかとの意見があったとのことなのですが、これは各委員も取り上げていますけれども、この部分には市の説明がございません。これは、全然重要ではなかったという判断で書かれなかったのでしょうか。

○教育部副参事

ここでこういう意見をいただいたのは事実でございますし、私のほうでは、そういうお考えをお持ちになっている方もいらっしゃるねというような話をしたと思います。そして、そういうことが検討できるものなのかどうか、そういうようなことを答えたと思っています。重要ではないという判断をしているわけではございません。

○安齋委員

今、市教委で説明したと言ったことは、ちょっと内容が違うと思いますので、もう一度この質問に対しての副参事の回答を教えてください。重要、重要でないというのはわかりましたけれども。

○教育部副参事

私がある場で発言したのは、そういうお考えをされることも一つあるでしょうということを言いました。そして、そういうことは検討できるかどうかというようなことを私は申し上げました。

○安齋委員

検討できるかどうかというふうに答えられています。私の言うのが間違っていれば、間違っていると断言して結構なのですが、この振り分ける考えについて、そういうこともあり得ると答えられたのではないのでしょうか。

○教育部副参事

繰り返しになりますけれども、一つの考え方として、そういうお考えを持つというのはわかりますというようなことを言ったつもりでございます。そして、先ほど来言っているとおり、そういうことは検討できるかということ

もありますということは言っていると思います。ただ、あり得るという発言をしたかどうかまでは、ちょっと私は記憶していません。

○安齋委員

テープをとられていると思いますので、後ほど確認して、また再度御答弁いただきたいと思いますが、先ほどからずっとお話を聞いていると、西陵中学校の問題でも、あり得ると答えたものに対して、それについて今度は検討をする。今度、今の時点では検討をしない。その後は、検討したいけれども、いつになるかわからない。言っていることが、どんどん後退していつているし、あり得ると答えたのに、本当に検討する気があるのかと思ってしまうような回答ばかりなのです。

それで、ちょっとこれは偏った見解かもしれませんが、この意見があったと言ったところに対して、市教委の説明がないということは、何かこの部分だけ、副参事の回答を隠しているように思ってしまうのです。あり得るという説明をしてしまうと、今度、先ほど公明党の千葉委員もおっしゃられていましたけれども、そういったことを含めたプランをつくっていかねばいけないような話になって、今度は松ヶ枝中学校を移転させないで、ほかの学校に振り分ける。そうすると、松ヶ枝中学校の移転は必要なくなって、今度西陵中学校と菁園中学校が残るというプランが出てくる。そうすると、皆さんが一生懸命つくられたこのプランは、総崩れしますよね。だから、隠したかったのかなど思ってしまうのです。もう一度伺いますけれども、あり得ると答えたかどうかは、まだ副参事はわからないということなので、これは後ほど御見解をいただきたいと思います。

それで、先ほど民主党の佐々木秩委員が指定校変更について、お話ししていましたが、耐震化についての理由では振り分けるというか、指定校変更はできないということでしたけれども、その前に松田委員が、指定校変更についていろいろ項目を述べられていましたけれども、そうすると、例えば部活動を理由に指定校変更する人も出てくるのではないですか。というのは、部活動ですと指定校変更をした後、調査されていないのですよね。サッカーをやりますと行って行ったのに、野球をしている人もいるかもしれない。その前に部活動をやらない人もいるかもしれないですよね。しっかり調査できていなかったら、学校耐震がだめだというのであったら、ではサッカーをやりますと言えばいいやと、たぶん私が保護者の立場だったらそう思ってしまいますけれども、その指定校変更についての調査とか、基準があいまいすぎるし、何でもかんでも許してしまっている。だから、塩谷の方々もそこで指摘されている。

そういうふうになってしまいますけれども、私の考えについて、もし何か御意見ございましたら、いただきたいと思いますが。

○（教育）学校教育課長

先ほど言いましたけれども、小樽市のホームページで基準については、指定校変更の要件は公表しております。ですから、その要件については公表していますし、保護者からそういったような部活動で指定校変更をしたいというふうに申出があった場合には、現行の基準の中では認めるという考えで変わりはありません。

○安齋委員

全く答弁の意味がわからないのですけれども、要するに私が言いたいのは、しっかり調査しないのだったらみんな松ヶ枝中学校に行きたくない。行きたくないかどうかは、その保護者によって違いますけれども、子供を6年も先までもつかどうかかわからない学校に行かせたくない。でも、基準はこうなっているけれども、そうしたらその基準に合わせてやれば、調査されることもないのだから、それでいいのではないかという考え方になってしまうのです。そうすると、今度それがもっといろいろな保護者に広まってくると、みんな部活動や家庭の事情などで、ほとんど振り分けられると、松ヶ枝中学校に行く子供たちがなくなってしまった場合、今度この松ヶ枝中学校を最上小学校に移築するというプランすら崩れることにもなりかねないと思うのですけれども、そうですね。仮定の話なので、そうだとは言えないでしょうけれども。

私が言いたいのは、本当に松ヶ枝中学校を最上小学校に移転する必要があるのであれば、そういう不安が出ているのなら、今直ちに改修工事をする必要が出てくるのではないですか。いかがですか、参事、首を振っていますけれども。

○教育部長

中央・山手地区の学校再編については、プランの中でも示していますけれども、小学校の再編を先行するということが一つございます。そういった中で、山手地区の新しい学校として、どの場所がいいかという議論になってございます。その後の中学校の場所という議論になりますので、その辺のところの順番といいますか、そういうことを兼ね合わせて議論を進めていっていますし、進めていきたいというふうに思っています。

○安齋委員

その議論が小学校を先行させてやる。そうすると、六、七年後の話になるのですよね、違いますか。

○教育部長

小学校ということ言えば、統合の時期ということで、この前の緑小学校での懇談会でも、そういうような話はいたしました。

○安齋委員

そうすると、耐震診断はしていないけれども、優先度が一番高い学校に今後 6 年間は児童を通わせながら小学校の新築を進めるということなのですね。違いますか。

○教育部副参事

この間話しているのは、私どもとしては、緑小学校・最上小学校の統合校として、旧車両整備工場の敷地に新校を建てたいということで、その年数が統合の時期を含めて 6 年程度、事前の建設等々の期間が必要だろうということで話をしています。

○安齋委員

ちょっとこれは比べられるかどうかかわからないのですけれども、最上と緑の小学校を一緒にして新築するのが早いほうがいいのか、松ヶ枝中学校が最上小に移転させたほうがいいのか、耐震に重きを置けばどちらが先のほうがいいと御判断をされているのですか。

○教育部副参事

耐震に重きをという部分でございましてけれども、私どもとしてはいずれの学校も必要だというふうに、そういう耐震の改善をしなければならぬと思っておりますけれども、その順番の中で、先ほど来言っているとおり、この地域は小学校の校区を再編するという、そういうことで考えてきておりますので、そういう順番になっております。

○安齋委員

わかりました。何度聞いても同じ答弁なので。

それでは、緑小学校での懇談会で、松ヶ枝中学校に行かせるのは不安だから振り分けてはどうかという住民の方がいらっしゃいますよね。その方に対して、どのように理解を求めるのか、どのように合意を求めるのかをお示しいただきたいと思いますが。

○教育部副参事

今後の懇談会の進め方でも先ほど来出ておりますけれども、それぞれいただいた御意見に対する教育委員会の考え方、そういうようなものを示しながら、今回の懇談会の中でお伝えすることになろうかと思っております。

○安齋委員

では、その際に先ほど公明党の千葉委員から、西陵中学校に関してほかのプランも検討してほしいという御要望がありましたけれども、その西陵中学校を残すといったプランをつくったものを、その次の緑小学校での懇談会にも示して、例えば松ヶ枝中学校に行かないで、前段で振り分けた後、西陵中学校を残す、こういうプランもありま

すよというのも提示されるのでしょうか。

○教育部副参事

先ほど冒頭のほうでも、そのプランの六つ目、七つ目というというのはどうだというお話をいただいて、検討してみるというように答えたと思いますが、どの時点でお出しできるかはありますけれども、検討は進めていきたいと思っています。

○安斎委員

検討を進めるといのは、そのプランをつくるというものを検討するのか、それともプランをつくって皆さんに提示するのを検討するのか、それとも、その検討するということを検討するのか、どちらなのですか。

○教育部副参事

基本的には、きちんとお話しできるような材料をつくっていききたいというふうには思っています。

○安斎委員

前も伺いましたけれども、それはいつごろを予定しているのですか。ゴールがないとたぶん皆さんは検討していかないと思うので、検討だったら先延ばしになってというふうな不安もあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教育部副参事

申しわけありません。時期については、明言できません。

○安斎委員

いつになったら時期が明言できるように検討していただけるのか、たぶん市民の皆さんの合意、理解を得るにはそこが一番重要になってくると思いますので、そんなに急いで焦れとかというわけではないのですけれども、できれば急いでやっていただきたいと思います。

その理解と合意なのですからけれども、先ほどからいろいろ御意見が出ていますけれども、合意と理解はどういうふうに違うのかというのをお聞かせいただけますか。合意を求めなければいけないと言っているのに、教育委員会の皆さんは、合意という言葉を使わないで、理解をしてもらおうというふうにしかなっていないのです。これはどう違うのですか。合意というのは、地域の住民の皆さんが議論を交わして、受け入れるところと受け入れないところがいろいろ重ね合って最終的に合意ができるというものをつくっていくのが、民主主義のこういった場だと思っているのですけれども、理解を求めるといのは、何かあまりにも一方的で、自分たちが話して、住民の方、これについてちゃんとわかってくださいと一方的にやっているようなイメージがあるのですけれども、その合意と理解の違いは、市教委の方々の見解としては、どのように違うかお聞かせいただけますか。

○教育部副参事

的を得た答弁になるかどうかかわからないのですけれども、確かに昭和48年の文部省の通知そのもののお話でしたが、これ自体に書いてあることを申し上げますと、「学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努める」ということですから、決して住民皆さんの合意がなければ進めてはならないというふうには書いているとは解釈してございません。

ですから、100パーセントの皆さんに理解いただけるということは、なかなか難しいと思うので、私どもとしては、その合意という部分が、どこまで理解か説明できるかは、ちょっとわかりませんが、その100パーセント皆さんが判をついた、そういうことでなければできないとは考えておりませんので、そういうところで理解をいただくようにこの先も努めていきたいとは思っています。

○教育部長

合意と理解ということで、なかなか答弁しにくいというか、私自身もどういうふうに理解をしたらいいのかということでございますけれども、やはりその合意という部分につきましては、再三申し上げておりますように、全員

が全員というのはなかなか難しい。ましてや懇談会に出てきたメンバーがうんと言ったとしても、それが果たして合意になるのかどうかということもございます。懇談会を積み上げていくと、そういった中で、一つの方向性が固まっていくのではないかと思います。そういった中で、その理解を深める努力を我々はしていきたい。

今日の報告の中にもありますけれども、最上小学校の保護者からは、松ヶ枝中学校を移転することで進めていることについては支障がないという具体的なお話もいただきました。そういう意味で言うと、合意といってもすべてがすべてではないということも私ども承知をしておりますし、少しでも理解が広がるように努力をしまいたいと思っております。

○安齋委員

そう来たかという感じなのですけれども、保護者から支障がないと考えているというのは、同じ保護者の方からでしたでしょうか。たぶん別の保護者だったと思うのですけれども。

○教育部長

確かに別な保護者です。そういう意味で言うと、全員の合意というのはなかなか判断が難しいという意味で話をしております。

○安齋委員

全員の理解、合意というのは難しいというのは私も十分わかっていて、切り捨てると言ったら言葉が悪いですが、やはり我慢してもらわなければいけないという人もいます。この適正配置の中では絶対そういう人は出てくるので、それは仕方ないのですけれども、その中でもやはりきちんと話をし、折り合いをつけていかなければいけないということだと思っております。これが一番難しいので、皆さんの御苦勞も重々わかるのですけれども、その前の部長の御答弁からすると、同じ保護者が言っているのだよというようなふう聞こえてしまったので、それで質問させてもらいました。だから、振り分けるといいのではないかと聞いた人が、その方法ではないかと考えているというふうに答えているというふう聞き取れたものですから、改めて質問させてもらったのですけれども、今理解しましたのでわかりました。

とりあえず全員の合意、100パーセントの合意というのは、市長も御存じのように民主主義の中でいろいろな意見があって、一つにまとめていくのは難しいかもしれないのですが、ただその中でも、やはりいろいろな人の意見の中で、いいもの、吸い取れるものは吸い取っていただきたいというのが私の本心でありますし、緑小学校の懇談会を聞いていると、3年間同じ話を聞いているのだけれどもとあって、それでは議論が全然積み重なっていないだろうというふう指摘せざるを得ないような状況にもなっていますので、今後、先ほどからほかの委員からあるように、いろいろなプランを考えることもできるというふうにお聞きされてきたのですから、そのプランを考えてしっかり議論をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◎西陵中学校について

次に、また西陵中学校のことなのですが、この前意見交換をされて、その後いろいろやりとりをやって、たぶん回答できなかった部分もあると思うのですけれども、その点をまたいろいろ検討されて、存続を求める会の方々とまた意見交換ないし懇談会などを開かれる予定はないのか、伺いたいと思ひます。

○教育部副参事

この間にやっている懇談会の今後の進め方みたいな話は先ほどもしていただきましたけれども、私どもとしては、基本的にその地域、保護者との懇談会というようなものを主催して、投げかけて、やってございますが、そういう団体から若しくはそういう申入れがあれば、それを拒否するというにはならないと思っておりますので、そういうことでは考えていくべきだろうと思ひます。

○安齋委員

この際お願ひしたいのが、前にも話させてもらったのですけれども、存続を求める会の方々が、全市的に考えた

学校配置のバランスについてのサンプルをつくった部分があるのですけれども、その点について市教委としての見解をお願いしますと尋ねたのですが、まだ全然検討に至っていないということだったので、できれば本当は全市のなところで御見解をもらいたいとは思っているのですけれども、できないのであれば、地域ごとにぼつんぼつんと少し考えられたことを、そのサンプルが違うのだということであれば、それでもいいですし、合っているものであれば合っているというような、そのフィードバックをしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○教育部副参事

懇談会の中でも、いろいろ検討して答えるというような、そういう趣旨の発言をしてございますので、それは私も認識しております。可能な限り早めに対応していきたいとは思っております。

○安斎委員

ありがとうございます。よろしくをお願いします。

◎統合後の塩谷地区のまちづくりについて

次に、塩谷の方々から陳情が出ていたので、その中から少し質問させていただきたいと思います。この方々が心配しているのは、やはり学校が地域の象徴的存在で、学校がなくなったら地域が崩壊してしまうということを危惧されているのですよね。それについて、まちづくりの観点も入れてこの学校再編計画をつくっているとおっしゃられた市教育委員会の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○教育部副参事

この計画そのものを前回の当委員会の中で話をさせていただいてございますけれども、現状では、いいまちづくりの観点で、先ほど出たサンプルの関係とか、そういうバランスがどうなのだという御提言をいただいておりますので、それらを見ながら進めて検討して、話せるようにしていきたいとは思っております。

○安斎委員

私もどれがいいかというのはわからないし、住民の方々との話し合いで決めていかれるのかなとは思っているのですが、そもそも話になってしまって恐縮なのですが、この塩谷と長橋と一緒に検討しているというのは、どこを基にそういうふうに関係しているのかお聞かせいただけますか。

○教育部副参事

適正化基本計画の中でも、その地域のブロックの考え方、そういうようなものを説明させていただいてございますが、その中で前提と、参考としているようなものというのは、先ほど来出ている総合計画の考え方、そういう地域の考え方をひとつ引用してきています。そして、もう一つの考え方としては、やはり望ましい学校規模、そういうものを確保していく中で、そのブロック内でどういう学校をつくり上げられるのか、そういう観点から、こういうブロック分けをしながら検討を進めてきていると、そういう状況でございます。

○安斎委員

また文部省の通知に戻るのでございますけれども、これを根本にいろいろ考えられていると思うのですが、その中には通学距離について小学校児童にあつては4キロメートル、中学校生徒に当たっては6キロメートルを最大限度とすることが適当と考えられているというふうに書かれているのですけれども、そもそも長橋と塩谷と一緒にすると10キロメートルぐらいになってしまうのですが、その辺の考え方、文部省の基準を考えた上でも、やはり塩谷と長橋と一緒にするほうがよかったのか、それともやはり学級数だけでそうしてしまったのかということ伺いたいたいですけれども。

○教育部副参事

昭和31年の通知によると4キロメートル、6キロメートルを限度とするということが適当であるということで書かれております。確かに通学距離が長くなることによる子供の負担、先ほども答弁させていただきましたけれども、私どもとしては、その望ましい学校規模の学校をつくって、その中で教員がいろいろ勉強をしながら子供の教

育に当たる、そういうような一定の学校をつくっていききたいという中で考えておりますので、確かに負担がありますが、そこについては何とか通学の支援、そういうようなもので併用して対応していきたいというふうに思っております。

○安齋委員

望ましい学校規模を考えられていたということなのですが、その望ましい学校規模というのは、先ほど御答弁されていましたが、教職員を配置して、質の高い授業を行うということも考慮に入れていらっしゃるのですか。生徒数だけなのか、それとも教職員の確保も一定程度考えているのかどうかをお聞かせください。

○教育部副参事

教職員の配置が子供の数だけではなく学校の規模、要はクラス数ですね、そういうところにベースがございますので、その中で小学校ですと12学級規模で15人の教員が配置できる。また中学校ですと9学級で16人の教員が配置できると、そういう部分がございます、これより下回ると教員の数が減るといような部分もございまして、ここが一つの考え方として進めております。

○安齋委員

佐々木秩委員を横にしてちょっと言うのは大変恐縮なのですが、今、全国レベルで低い小樽の教職員の方々を集めたところで、その教職員のレベルはそんなに変わらないと思うのです。

(発言する者あり)

人数が増えただけで本当に教育が上がるのだとしたら、そんなの、では小樽で1校だけにするという話になってしまいますし、やはり教育長も今回の教育行政方針でおっしゃられていましたけれども、教員の指導力をまず上げることが第一だと思いますし、その学級数とか生徒数とか教職員数だけで判断してしまうのはいかがかなと思っています。やはりこういったところもちゃんと説明できないからこういう陳情も出てきてしまっている、先ほどもお話がありましたけれども、しっかりとビジョンを持って、例えばですけれども、塩谷地区は学校がなくなるけれども、長橋に行けばこんな教育を受けられるのだとか、鈴木委員もおっしゃっていましたけれども、そういうように明確なビジョンがないと、何だなくなるのかと。ではこのまちに学校がなくなるのだから若い人は全然来ないやというふうになってしまいますので、ぜひ教職員を確保するのではなくて、質の高い教員を配置していくのだとか、そういうようなビジョンをぜひ早急にまとめていただきたいと思うのですが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長

学校を一定の規模に保つというのは、単に人数だけのことでなくて、1学年に3クラスあるとすると、教員が1学年に3人いるわけですから、それぞれ切磋琢磨する又は話し合う、それでお互いに高め合う、そういう相乗効果を期待しているのであって、単に数が多くなるからよくなるということではない。それから、学校行事の一つの持ち方にしても、すべて人数が多くなることによって、さまざまな個性が発出すると、そういうことを相乗効果として期待しているものであって、単に数が多くなるということでは決してない。そういうことで、一定の学校規模が必要だというふうに言っているものであります。

それから、これまでの適正配置計画の進め方で、先ほど言った振り分けの話でありますとか、それから今後の塩谷で言えば、学校がなくなった後の体制だとか、いわゆるまちづくりの観点からとか、さまざまな要望又は疑問に教育委員会が的確に答えていけない、そういうことが現実にあったので、そういうこと一つ一つに教育委員会の考え方をしっかり示した中で、住民がどれを選択するかということが十分に議論になると。さらに、その合意ということ言えば、住民の方々も、必ずしもすべてについて合意するということではなくて、その中の少しでも前進することがあれば、それだけでも合意に至れるというふうに私どもも考えておりますので、双方の意見を十分に交わし合った中で、その中の最大公約数を求めていく、それが合意というふうに考えておりますので、そういう観

点で、今後、適正配置計画を進めていきますし、また、まちづくりの観点で言えば、市長部局とその都度、政策検討会議でありますとか、それから今回、特別委員会を持つ前には、必ず市長との懇談の場も検討委員会にかかわる打合せということで、その場面もありますので、そういう会議を通じてまちづくりの観点などの議論も含めて、住民へのきめ細かな対応をしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○安齋委員

本当によろしく申し上げます。私も教育長と同じ考えで、やはり教育がよければ札幌からの移住者も増えるかもしれないし、人口も増えるかもしれない、子育て世代も増えるかもしれないという考えがありますので、ぜひこの総合計画を 8 年後につくったときに、しまった、あそこの学校を廃校にしまったけれども人口が増えていた、そういうような、楽観的な考えかもしれないですけども、それぐらい何かもっと小樽のまちの教育をよくしてほしいなど、本当に心からそう思っています。

それで、ビジョンについて話をさせてもらったのですけれども、以前、教育部長に手宮の小・中・高の連携について話をさせていただきました。手宮が小学校 1 校、中学校 1 校となる中で、手宮地区にはもう一校、桜陽高校がありますので、そこの連携で教育レベルを少し向上させる。又はいろいろな視野を広げられるように先輩方とさまざまな交流をできるような連携をしてほしいと提案したところ、部長は、とてもおもしろい発想なので検討したいということで御答弁いただいたと思うのですが、その後、検討を検討しているのか、それとも本当に検討を進めていただいているのか、御答弁いただきたいと思います。

○教育部副参事

小樽にあるそういう教育資源を活用して教育力の向上を図っていくのは、非常に大事なことというふうに思っています。それで、手宮の小学校 3 校、あの地域で言いますと、いろいろ報道もされておりましたけれども、桜陽高校の生徒が手宮西小学校に行って交流をするですとか、そういうことが現に進んでおります。また、今、手宮の小学校 3 校の P T A の中でも、いろいろ連携した動きというのが出てきておりますので、それらを今後どういう形でやっていけるか、情報は入っておりますけれども、具体的にそれを今後どうしていくかというところの検討はまだしていない状況ではあります。

○安齋委員

今、例を述べられたものは、すべて民間というか、地域住民の方がやってもらっていることで、市教委として何かやっているということになれば、これから検討するみたいな話になっていましたけれども、ぜひこれから動けるように前向きに、検討という言葉はあまり好きではないのですけれども、動いていてもらいたいと思いますので、これは要望して終わります。

◎手宮の中学校の改修工事について

次に、手宮について触れたので、手宮の中学校の改修についてなのですが、これから手宮小学校の設計などがあって、今後進めていくのだと思うのですが、中学校への改修についても少し予定とか何か計画自体は少しできているのかと思うのですけれども、どういったところを改修して、どれぐらいの規模の財源が必要になるのかというのをお示しいただきたいと思うのですが。

○教育部副参事

細かい財源がどのぐらいかかるかということは、まだ積算してございませんけれども、まず必要なのは、現在の手宮西小学校を中学校に改修する場合には、現在の校舎が、小学校はオープン教室になっておりますので、そこにまず壁をつくらなければならないということが出てきます。そういうことがございますし、あと特別教室の数というのも小学校と中学校で異なってきますので、そういうものが考えられるというふうには思っています。

○安齋委員

大体の予算もまだ出ないということですか。わかりました。本当は、ここを追及して、では最上小学校もそれぐ

らいですねと言おうとしたのですけれども、なかなか出てこなかったもので、これはまた次回にしたいと思いますし、たぶん改修するにしても、階段とトイレとか、それぐらいの規模だと思うのですが、まだかかりますか。

○教育部参事

階段は要らないですね。

○安齋委員

階段は要らないのですか。そうすると、ごめんなさい、では最上小学校の改修には何が必要なのですか。

○教育部副参事

基本的には、今言った手宮西小学校ですとオープンの部分というのがありますが、階段は改修する必要がないというふうに思っておりますけれども、一つ考えられるのは、トイレの洗面台ですとか、そういう高さというのは、やはり異なってきますので、そういう部分は必要になるだろうというふうには思っています。あとは手宮西小学校の例で申し上げたとおり、特別教室の関係だとか、そういうところというのは出てくるのだろうとは思っています。

○安齋委員

この小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画で述べられているように、小樽市は極めて厳しい財政状況でありますので、限りある資源を有効に活用しながら進めていただきたいと思っておりますので、最上小学校の改築をするのが厳しい財政状況にある小樽市がやることなのかどうか、これは今後も議論していただきたいと思っておりますし、私もいろいろなまちの状況を見て提案していきたいと思っております。

◎統合後の学校名について

最後に、教育委員会で学校統廃合をして、学校がなくなると、その学校に吸収されるとか、そういう考えではなくて、新しい学校をつくるのだというふうにお話はされてはいるのですけれども、統合校ではない学校の子供たちにしたら、やはり長橋中学校に行くとか潮見台小学校に行かなければいけないというような考えがあるのですけれども、そこで前からずっと気になっていたのですけれども、新しい小学校にして名前も変えるという話があったのですが、今回、量徳小学校を閉校して潮見台小学校に移る。そのときの校名というのは、どういうふうになっているのか、校名だけではその子供たちの不安を解消できないかもしれないのですが、やはり量徳の「量」の字が入っていると、そういうものであれば少しでも一緒になったのだというような気持ちになると思うのですけれども、それについて何か検討又は今後どうするか考えられているのであれば、お示しいただきたいと思っております。

○教育部副参事

校名、校歌、校章等という 3 点でいつも話させていただいておりますけれども、それにつきましては、私どもは統合協議会を設けて、教職員、保護者、地域の方に入らせていただいて議論をしています。その中で、今回の量徳小学校・潮見台小学校、量徳小学校・花園小学校、この 2 校の関係については、学校名を変えるという選択はしなかった。統合協議会の中で、委員が話し合いをしている中で、平成 24 年 4 月を迎えるためには、そこに向けては現在の潮見台小学校、花園小学校という校名は変えないで 24 年度を迎えようという、そういう話になっております。

○安齋委員

そうでしたか。すっかり私は変えるのだと思って、校歌も変えないということですよ。そうすると子供たちの反応はどうなっているのか、ちょっとわからないかもしれないのですけれども。私も今後学校に行って聞いてみたいと思いますが、やはり私が子供だったら自分たちで案を出し合って、その名前にするとか、そういうふうにしたほうがいいのかと思うのですけれども、量徳・潮見台小学校と、ちょっと長いですが、そういうふうにしてもらえたらうれしいと思うのですが、協議会の大人の方々の判断だということなので、仕方ないのかと思うのですけれども、今後そういった、長橋にくつつくとか、いろいろあると思うのですけれども、新校舎の名前とか校歌については、やはり子供の意見も尊重して行ってほしいと思っておりますので、これは要望ではあるのですけれども、御見解を最後にお聞かせいただければと思います。

○教育部副参事

ちょっと表現が悪くて申しわけございません。先ほどの花園小学校・潮見台小学校の関係は、花園小学校につきましては、まだ今後の中央・山手地区での再編というものが第 2 弾で出てくる、そういうことが想定されています。そして、潮見台小学校につきましては、御承知のとおり平成 25 年に向けた若竹小学校との関係がございまして、まず 24 年は現行のままでいこうということまで話になっておりまして、そこに向けては、また引き続き話し合っていきたいと思います、そういう結果になってございます。私の答弁が不適切で申しわけございません、誤解を招く発言だったと思います。

あと、もう一点最後にありました例えば学校名をどうするかというのは、いろいろな手法はあると思います。全道・全国のいろいろなところでは、子供の意見というものを聞いているようなところもありますので、そういう部分を含めてどういう方法がいいのか、また地域や保護者の皆さんと話し合っていきたいとは思っています。

○安斎委員

最後に一つ。私への発言は不適切で結構なので、市民への不適切な発言や行動は控えていただいて、真摯に議論していただきたいと思います。

○委員長

一新小樽の質問を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 24 分

再開 午後 6 時 00 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、陳情第 282 号及び第 291 号はいずれも採択を主張して討論を行います。

最初に、陳情第 282 号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

西陵中学校は、駅周辺にある唯一の中学校です。この地域に中学校がなくなれば、中心部の空洞化を招く危険があります。市内中心部は、石山、住吉、東山と相次いで三つの中学校が閉校となっています。そういう点から見ても、今回の適正配置計画で 3 校を 2 校にしていく、このことには道理がありません。中心部の活性化にも逆行する行為だと考えます。

次に、陳情第 291 号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

陳情に述べられているように、旧塩谷村の地域に学校がなくなることへの地域住民の不安は当然です。ですから、質問で取り上げたように、懇談会の会場で一新小樽の議員からも同様の趣旨の発言がありました。子供の教育にとっても、長い間バスに乗り通学することは、それだけで余計なストレスを子供に加えることになり、子供が安心して通えるかどうかを判断基準として重視すべきと考えます。

学校は地域コミュニティの核であり、学校を中心に地域がまとまり、学校をどうするか、地域の住民が話し合う中で、人と人とのつながりが生まれ、その後の子育てと地域を支える力になります。ですから、保護者や子供たちの合意とともに、地域住民との合意は不可欠です。

二つの陳情は、小樽市がどういう学校をつくるか、住民が決めるという教育における地方自治の本質的な問題につながります。地域住民の合意がかけられない場合は、計画見直しを含めて再検討すべきです。これら二つの陳情

の願意は妥当であり、採択を主張し、委員皆さんの御賛同を呼びかけまして討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第282号及び第291号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。